

# 第Ⅲ章 世界の通商ルール形成の動向

## 第1節 主要国・地域の通商政策

### (1) 2022年以降の通商環境の変化と主要課題

#### ■長引くウクライナ紛争と対ロシア制裁措置の継続

2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻という国際社会にとっての新たな脅威の出現は、主要国・地域の通商政策に新たな課題を突き付けることとなった。すなわち、一方的な軍事侵攻に対抗する迅速な制裁措置の発動、ならびに制裁措置の効力をより高めるための国際協調の推進である。

米国およびEUでは、ロシアによるウクライナ侵攻が開始された2022年2月24日から翌日までの間に、特定品目の輸出禁止措置および金融制裁の強化などを柱とする制裁パッケージを導入。G7の枠組みでも、各国が足並みをそろえ、厳格な対ロシア経済制裁措置を発動することが合意された。日本においても、2022年2月26日以降、国際輸出管理レジームに基づく輸出禁止対象品目の拡大、ロシアの軍事能力強化に資する可能性のある汎用品の輸出禁止、石油製品を含む特定品目の輸入禁止、ロシアに対する最恵国待遇の撤回などの措置を継続的に施行。2023年4月には、新たに外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令の改正により、「ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置」を導入。鉄鋼やアルミニウム、建設機械や電気機器、貨物自動車など418品目が同対象品目に指定された<sup>1</sup>。EUにおいても、第10弾（2023年2月25日採択）に至る対ロシア制裁パッケージにより、制裁対象となる品目の割合を対ロシア輸出全体の約5割まで拡大している。

WTOと国際連合の共同機関である国際貿易センター(ITC)の集計によれば、2023年6月30日時点で、ウクライナ紛争に関連する暫定的な貿易関連措置として、合計150件の措置が継続中であり、そのうち輸出制限・禁止措置が67件、輸入制限・禁止措置が48件、その他の貿易制限的措置が23件（ライセンス要求など含む）と報告されている。この中には、対ロ制裁を発動した国に対してロシアが発動した特定品目の輸出禁止などの対抗措置も含まれる。一方、ウクライナ産品などに対する関税免税な

どの貿易自由化措置として12件が継続中とされた。

一方、もう1つの課題である国際協調に関し、制裁措置を発動する国・地域の数、欧米や日本などの先進諸国・地域からの広がりは見られない。ウクライナ侵攻開始から2023年6月末までの間に、ロシアとその同盟国であるベラルーシに対する制裁措置として何らかの輸出・輸入制限を発動した国・地域は、EU加盟国および米国、日本、英国、カナダ、スイス、リヒテンシュタイン、アルバニア、アンドラ、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、台湾、ウクライナの45カ国・地域である。半面、輸出では180カ国、輸入では187カ国が、ウクライナ紛争の関連で一切の貿易関連措置を発動していないのが実態である。

#### ■エネルギー市場安定化へ協調

2023年5月に広島で開催されたG7首脳会議では、ロシアに対する貿易関連の制裁強化のための主な措置として、①ロシアの侵攻に重要な全ての品目の輸出を制限し、ヒトやサービスなどの提供もさらなる規制の対象とすること、②規制対象の物品やサービス、技術が第三国などを經由し、迂回輸出されることを防止するための、第三国への働きかけを強化すること、③ロシアからのエネルギー輸入禁止、ロシア産原油および石油精製品の上限価格措置を通じた制裁を強化すること、などが表明された。また、③のエネルギー輸入については、首脳声明を通じて、G7の主導によるロシア産原油、石油製品に対する上限価格制度が機能したことに伴い、「ロシアの収入は減少している。世界の石油及びガス価格は顕著に下落し、世界各国に恩恵が及んでいる」とその成果が強調されている<sup>2</sup>。

ここでの上限価格制度（プライス・キャップ制度）とは、日本を含むG7加盟国、EU加盟国およびオーストラリアが構成する「上限価格連合」(Price Cap Coalition)による合意に基づき、ロシア産原油に対して2022年12月5日より、石油製品に対しては2023年2月5日より連合加盟各国で発効した措置である。一定の価格を超えるロシア産原油等の海上輸送などに関連するサービス（輸送、保険付保、技術支援、仲介、ファイナンスなど含む）を禁止する一方、一定の価格以下のロシア産原油などの海

1 経済産業省（2023年3月31日）、「外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について」

2 G7 Leaders' Statement on Ukraine（2023年5月19日）

上輸送などに関連するサービスは許容する内容である。2023年5月時点で、日本を含め、同連合に加盟する国は既にロシアからの原油・石油輸入を原則禁止しているが、輸入制限を行っていない大半の域外国向けに輸出されるロシア産原油・石油製品の価格を抑制するための制度と位置付けられる。

上限価格は、原油については1バレル60ドル、軽油、灯油、ガソリンなどの「原油に対してプレミアムの付く」石油製品については1バレルあたり100ドル、重油などの「原油に対してディスカウントされる」石油製品は1バレルあたり45ドルに設定されている(図表Ⅲ-1)。世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油等を一定程度は輸送できるようにすることで、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減少させることを目的とする。

図表Ⅲ-1 上限価格制度の概要

(価格は1バレル当たり)

対象	上限価格	適用開始日	導入国・地域	内容
原油	60ドル	2022年12月5日	日本、米国、英国、EU、カナダ、オーストラリア	上限価格を超える場合、海上輸送や保険などのサービス提供禁止。上限価格設定以下での取引を証明する文書の提出。
原油に対しプレミアムがつく石油製品(軽油、灯油、ガソリン等)	100ドル	2023年2月5日		
原油に対してディスカウントされる石油製品(重油等)	45ドル	2023年2月5日		

〔出所〕 上限価格連合による声明(2023年2月4日)などを基に作成

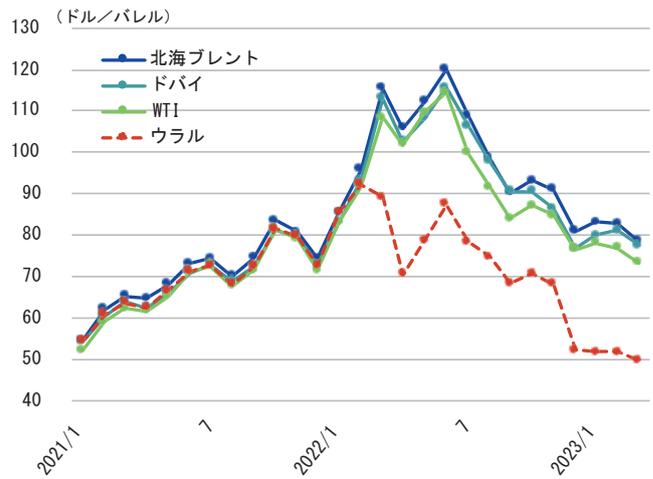
米国財務省が2023年5月18日に発表した、上限価格設定の効果に関する報告書<sup>3</sup>では、上限価格連合が導入した措置の波及が、「ウクライナ侵攻によってロシアが得る利益を制限し、世界のエネルギー市場の安定化に寄与するとともに、特に中所得国が受けるマイナスの影響を最小化する効果をもたらした」と分析している。

同報告書によれば、ロシアからの原油・石油輸出に関わる海上保険・再保険のサービス市場のうち、上限価格連合の各国に立地する企業が提供するサービスの割合は約90%を占める。取引に関わる貿易業者や船会社はこれらの保険サービスに依存していることに加え、ほぼすべての港湾や主要運河は、船会社に対して船主責任保険(P&I)への加入を義務付けている。そのような事情から、上限価格制度の導入を受け、ロシアの代表的な油種である「ウラル」原油の平均価格(月間ベース)は、2022年12月に1バレル当たり60ドルを下回る水準へ下落。国際的な指標である北海ブレンド原油やドバイ原油、WTI(ウ

エスト・テキサス・インターミディエート)原油との間で、価格面での乖離が大きくなっている(図表Ⅲ-2)。

また、同報告書によれば、石油に依存するロシアの対外収入はウクライナ侵攻前の水準および侵攻直後の高水準に比べ、大幅に減少している。2023年1-3月のロシア政府の石油収入は、前年比で40%以上減少。また、ウクライナ侵攻前、ロシアの歳入全体の30~35%を占めていた石油収入の割合は、同23%にまで落ち込んでいる。

図表Ⅲ-2 国際原油価格の推移(2021年1月~2023年3月)



〔出所〕 世界銀行 Commodity Priceなどを基に作成

## 輸出制限措置による食料不安の深刻化

ウクライナ紛争が世界貿易にもたらしたもう一つの大きな課題は、食料輸出制限の広がりと共にそれに伴う世界的な食料不安の顕在化への対応である。紛争に伴って導入された貿易制限的措置は、食料、肥料、エネルギーの供給の停滞と価格の急速な高騰を招き、国際貿易の不確実性を高めるとともに、世界の食料不安をさらに悪化させることとなった。世界銀行は2022年7月、ロシアのウクライナ侵攻などに伴って主要輸出国が導入した輸出制限措置が、世界のコメ、小麦の価格をそれぞれ12.3%、9.0%上昇させたと推計した<sup>4</sup>。また、IMFによれば、ウクライナ紛争以降の各国の貿易制限措置は、即時的に世界の食料市場と消費者を直撃し、とりわけアフリカ、中東、アジアの一部の開発途上国や後発開発途上国の消費者の食料不安を深刻化させた<sup>5</sup>。国連経済社会局(UN DESA)は2023年5月の「世界経済状況・予測」中間報告において、2022年半ば以降の国際的な穀物価格低下の半面、西アフ

4 世界銀行(2022年7月6日)、How export restrictions are impacting global food prices

5 IMF(2023年9月30日)、Global Food Crisis Demands Support for People, Open Trade, Bigger Local Harvests

3 米国財務省(2023年5月18日)、The Price Cap on Russian Oil: A Progress Report

リカや中央アフリカにおいて人口のかんりの割合が食料不足に陥り、食料不安と栄養失調のレベルが10年ぶりの高水準に達していると報告している。

WTOがウクライナ紛争発生以降の加盟国・地域およびオブザーバー国・地域の貿易関連措置をまとめた監視報告書（モニタリングレポート）<sup>6</sup>によれば、ウクライナ紛争が勃発した2022年2月24日から2023年2月28日までの約1年間で、35カ国（WTO加盟29カ国、およびオブザーバー6カ国）により、食料、飼料、肥料などの重要な農産品に対し、合計96件の輸出制限措置の導入が特定された。そのうち、28件の措置は段階的に撤廃され、2023年2月末時点で32カ国（WTO加盟27カ国およびオブザーバー5カ国）による68件（食品63件、肥料5件）が継続している。なお、同時点で適用されている輸出規制対象の輸出額は、約850億ドルに相当する。

紛争発生直後は、食料、飼料、肥料の国内不足を懸念し、各国の政府当局が輸出禁止や輸出割当などの措置を導入したが、世界の食料・肥料市場が徐々に安定し始めた2022年5月以降、ライセンス要件や関税などの輸出制限措置が相対的に増加した。また、紛争の長期化とともに、輸出制限措置の導入目的も、紛争に直接起因するものから、国内供給の確保とインフレ圧力の抑制の必要性に徐々にシフトが見られた。新興国を中心に、2020年以降の新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）感染症の発生以降のサプライチェーンの混乱、気候変動の影響による農作物の収穫量の減少、エネルギーコストの高騰、インフレなどにより、食料などの安定的供給の危機に直面する中、国内供給確保を目的とする輸出制限措置の導入である。

なお、同報告書によればWTOが特定した前出の96件の輸出制限措置のうち、WTOに正式に通知された措置はわずか13件、すなわち全体の14%にとどまる。WTOは、輸出規制導入に関する透明性の情報共有が、貿易の予見可能性を高め、危機下における国際市場の不確実性を軽減することを強調。加盟国に対して、通知要件への準拠強化の重要性を訴えている。

## ■経済的威圧（economic coercion）への対抗

2022年に入り、米国やEU、日本を中心とする主要先進国・地域では、「経済的威圧（economic coercion）」への対抗を通商政策上の主要課題として明示し、具体的な対

抗措置を講じるための政府内の体制や法的枠組みの整備を図る動きが目立つようになった。経済的威圧とは、他国の外交・国内政策への影響力の行使を目的とする一方的な経済的措置を指す。威圧行為の態様として、具体的に、関税引き上げ、検疫措置、通関拒否、重要物資の輸出規制などが挙げられる<sup>7</sup>。米国シンクタンク、戦略国際問題研究所（CSIS）によれば、近年の経済的威圧の典型的な事例として、リトアニアによる2021年8月の台湾代表処開設許可以降の、中国政府によるリトアニア産品や企業に対する差別的扱い（輸入差し止め、不許可ほか）などが挙げられる<sup>8</sup>。

法的枠組みの整備で先行するEUでは、2023年3月、域外国のEUに対する経済的威圧への対抗措置の実施を可能にする「反威圧手段規則案」（2021年12月公表）に関し、暫定的な政治合意に達したことを発表した<sup>9</sup>。同規則案では、域外国が、貿易や投資制限などの手段を通じ、EUや加盟国に対して特定の地政学的な政策の実施やその変更を迫る経済的威圧をかける場合、欧州委員会が対抗措置の内容を検討・決定し、加盟国の賛成を経て措置を実行する。なお、欧州委員会は同規則案の提案当初から、その念頭には中国によるEU加盟国への措置があると言及。近年の中国による経済的威圧の増加に対し、規則案の積極的な実施も必要との見方を示す<sup>10</sup>。

また、米国では、2023年2月に米連邦上院に再提出された経済的威圧対抗法案において、威圧をかける国への対抗措置とあわせ、経済的威圧によって被害を受けた国・地域への救済措置として、当該国・地域産品への関税引下げや貿易促進措置を講じる権限を大統領に与える規定などが盛り込まれている<sup>11</sup>。経済的威圧への対抗を強化するための国際協調の動きも進む。2022年7月にワシントンで開催された日米経済政策協議委員会（経済版2プラス2、EPCC）の初会合においては、会議後の共同声明と合わせて発表された「2022年行動計画」の4本柱の一つとして、「経済的威圧と不公正で不明瞭な貸し付け慣行への対抗」を掲げた<sup>12</sup>。その中で、両国は、「経済的威圧に対処・対応し、非市場的政策・慣行に効果的に対抗するとともに、WTO、OECD、G7、G20などの多国間フォー

6 WTOは原則、年2回（7月・12月前後）の頻度で監視報告書を発表。今回はウクライナ侵攻から1年を機に、同紛争に関連する貿易措置をまとめたアップデート版として発表されたもの（2023年3月2日）。

7 経済産業省（2023年6月）「2023年版不公正貿易報告書及び経済産業省の取組方針について」に基づく

8 CSIS（2023年3月）、Deny, Deflect, Deter - Countering China's economic coercion

9 EU理事会（2023年3月28日）、Trade: political agreement on the anti-coercion instrument

10 ジェトロビジネス短信（2023年4月5日）、ジェトロブリュッセル事務所発

11 S. 295 - Countering Economic Coercion Act of 2023

12 外務省（2022年7月29日）、「日米経済政策協議委員会 2022年行動計画」

ラムを含む国際社会に調整されたメッセージを発信するために、志を同じくする他のパートナーと協調することを約束する」としている。また米国とEUの間でも、同年12月に米国メリーランド州で開催された米EU貿易技術評議会（TTC）の第3回閣僚会議、2023年5月にスウェーデンのルレオで開催された第4回閣僚会議で、経済的威圧に対する対抗措置を議論。両国・地域が、「経済的威圧の特定・評価や、耐性の強化、さらには抑止および対抗するために、両国・地域間ならび他の同志国と協調し、共同の取り組みを探索すること」や、「経済的威圧に対抗するため、それぞれが有する手段を最大限に活用する」意思を示した<sup>13</sup>。

さらに2023年5月に広島で開催されたG7首脳会議においても、経済的威圧の抑止と対抗が主要議題となった。「経済的強靱性・経済安全保障」に関する新たなセッションにおいて採択された「経済的強靱性および経済安全保障に関するG7首脳声明」では、国際秩序を侵害し、究極的には世界の安全および安定を損なう経済的威圧へ「深刻な懸念を表明し、全ての国に対してその使用を控えるよう求める」と明記。また「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、威圧に対する早期警戒、迅速な情報共有、定期協議、状況評価、協調的な対応の追求、および対抗する方針を示した。また威圧の対象となる国や主体への支援において協調することに合意した。同年6月8日には、G7共同声明のモメンタムを踏まえ、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、英国、米国の6カ国がパリで閣僚級会合を実施し、「貿易関連の経済的威圧および市場的政策・慣行に対する共同宣言」を発出。経済的威圧や非市場的政策・慣行を効果的に抑止し、対処するため、国際的な協力を強化していくことを約束している。

## ■ サプライチェーンのリスク低減を志向

G7広島会議での「経済的強靱性・経済安全保障」に関する議論では、経済的威圧への対抗とならび、①サプライチェーンの強靱化、②重要・新興技術の適切な管理、が重要なテーマとなった。共同声明では、①について、「重要鉱物、半導体および蓄電池などの重要物資のサプライチェーンを強化していく。供給混乱に対処するため、ストレステストなどから得られた知見とベスト・プラクティスを共有する」と明記。複雑なサプライチェーン上の脆弱性の特定やリスクに対するセキュリティ確保で結

束を強化する狙いがある。また②については「安全保障のために不可欠な、又は国際の平和および安全を脅かし得る、明確に定義された狭い範囲の機微技術が、より広範な技術の貿易に不当に影響を与えることなく、適切に管理されることを引き続き確保していく」ことが強調された。

日米欧などの主要各国は、パンデミックやロシアによるウクライナ侵攻に伴うサプライチェーンの混乱、半導体をはじめとする重要物資の供給途絶を教訓に、①特定国や特定外国企業への過度な依存からの脱却、②重要物資の国内産業基盤整備と安定供給体制の確立、③同志国と連携したリスクの所在の可視化および監視体制の強化、に重点を置いた取り組みを強化してきた。

サプライチェーン強靱化のための同志国連携では、日米経済政策協議委員会（経済版2+2）、米EU貿易技術評議会（TTC）などの二国・地域間の枠組みでの具体的な議論の進展に加え、2022年7月に米国主導で18カ国・地域が参加して開催された「サプライチェーン閣僚会議」、日本や米国を含む14カ国・地域が参加する「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」などを通じ、より広範な国・地域を対象に、サプライチェーン途絶リスク回避の取り組みを進展させた。2023年5月27日に米国デトロイトで開催された第3回IPEF閣僚会議では、半導体など重要物資のサプライチェーンを強化する協定の締結に実質合意<sup>14</sup>。供給リスクが顕在化した際に、IPEF参加国・地域で調整し、重要物資が不足する際に締約国が相互に供給する仕組みの確立などを目指す（本章第2節（3）参照）。

サプライチェーン強靱化という共通の目的に向けた連携が進む半面、半導体やバッテリーなどの分野では、国内産業基盤の確立と安定的な確保を目的とする産業誘致政策が各国で本格化し、保護主義的な政策の導入が加速している側面もある。特に2022年以降は、経済安全保障の確保や、カーボンニュートラルの実現に不可欠な企業に対する大型の補助金交付や税額控除が相次ぎ、相互に他国の移転誘致への危機感が高まっているものと見られる。中でも米国で2022年8月に成立したインフレ削減法では、電気自動車（EV）購入者が受けられる税額控除の適用に関し、車両の最終組み立てが米国内で行われることや、EVバッテリー用部品の50%が北米内で製造されることなど、不公正な貿易につながる可能性のある新たな要件が導入され、欧州企業や日本企業の投資戦略に影響を及ぼしている（第II章第2節（1）、および第IV章第1節（3）参照）。欧州でも2023年2月、温室効果ガス排出

13 欧州委員会（2023年5月31日）、Joint Statement EU-US Trade and Technology Council of 31 May 2023 in Lulea, Sweden

14 経済産業省発表（2023年5月28日）に基づく

ネットゼロの実現に貢献するネットゼロ産業に最適な環境をEU域内で提供する「グリーン・ディール産業計画」の詳細を発表。同計画に基づき、3月には関連分野で、EUの補助金規制を緩和し国家補助金拠出を可能にする「暫定危機・移行枠組み」を採択している。なお、欧州委員会は、米国のインフレ削減法をEUに対する脅威と位置づけ、同計画を米国のインフレ削減法に対する対抗策だと明言している<sup>15</sup>。

## (2) 経済安全保障の動向、企業の対応課題

主要国は経済安全保障に対応する国家戦略を立案し、同戦略に基づく政策を矢継ぎ早に実行している。関連政策は、サプライチェーンの強靱化（国内投資や多元化の支援等）や重要・新興技術の流出防止を目的とした輸出管理や投資規制の強化、他国による非市場的な政策および慣行や経済的威圧への対抗準備など、多岐にわたる。

グローバルにビジネスを展開する企業は、同関連政策の下で新たに乱立するルールへの対応を迫られている。対応には、従来の貿易管理を含むコンプライアンスを超えて、地政学リスクに基づくサプライチェーンの見直しやレピュテーションリスクの検討など、幅広いリスク管理が求められる段階へと移っている。

### ■ 輸出管理は新次元へ、半導体をめぐる競争が契機

企業活動に最も影響を及ぼした新しいルールのひとつに、先端半導体に関する輸出管理がある。軍事転用リスクが高い民生技術として、主要国が経済安全保障上の重要技術に指定したことをきっかけに、政策対応が加速した。まず、米国が2022年10月7日に「追加的な輸出管理の実施：特定の先端コンピューティングおよび半導体製造品。スーパーコンピューターおよび半導体の最終用途。エンティティ・リストの修正」(同日施行、同月13日に官報公示)を発表した。これまで米国はエンティティ・リスト(EL)などを活用し、個別のエンドユーザーが関与する取引を制限してきたが、今回用途に応じたエンドユース規制に転じたことで、従来とは一線を画す対応を行った(図表Ⅲ-3)。その結果、KLA<sup>16</sup>やアプライドマテリアルズ<sup>17</sup>、ラムリサーチ<sup>18</sup>などの米半導体製造装置メーカーは、米国の輸出管理によって、中国における売

上が押し下がる見通しを発表した。これら企業からは、米国単独で規制することを疑問視する声が挙がった。主要な半導体装置メーカーを会員に有するSEMIのジョン・クローニー副会長(国際問題・公共政策担当)は、「日本やオランダとの3者合意による(輸出管理の)共同実施でなければレベル・プレイング・フィールド(公正な競争条件)は確保できない」とコメントしている<sup>19</sup>。こうした声を反映してか、2023年1月には、主要な半導体製造装置メーカーを抱える米国と日本、オランダの3カ国が非公式で輸出管理に関する合意に達したと報じられた<sup>20</sup>。日本は同年3月に半導体製造装置23品目を外為法に基づく省令上の管理対象に追加する改正案を発表。オランダについても、同年6月に規制が発表され、同国の半導体装置メーカーのASMLが同社製の深紫外線(DUV)露光装置の出荷が輸出管理の対象になったことを明かしている<sup>21</sup>。

図表Ⅲ-3 先端半導体および製造装置に関わる米国、オランダ、日本の輸出管理の主な内容

国	主な内容
米国 2022年 10月7日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象製品・技術の対中輸出について、事前に米商務省への許可申請が必要となるが、中国内の半導体関連施設について、(1)米国または米国の同盟国の企業が有する施設向けである場合、「ケース・バイ・ケース」の審査。(2)その他すべてのケースについては「原則不許可」の審査となる。</li> <li>・先端半導体とスパコンについては、指定された米国製の技術・ソフトウェアを用いて米国外で製造された外国直接製品(FDP)についても、許可申請が必要な対象とするFDPルールを導入。</li> <li>・米国人による特定の行動(出荷や搬入、修理、メンテナンスなど)が、指定レベル以上の半導体の開発または生産の支援につながる場合、許可申請が必要。</li> </ul>
オランダ 2023年 9月1日 施行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端半導体の製造に必要な露光・成膜装置などの製品技術・ソフトウェア8品目を輸出管理の対象に追加。</li> <li>※最先端半導体の製造に必要とされる極端紫外線(EUV)露光装置については、2019年から管理対象としている。</li> </ul>
日本 2023年 7月23日 施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体製造装置23品目を外為法に基づく省令上の管理対象に追加。半導体の製造プロセスに必要な成膜や露光、洗浄、エッチングなどに用いられる装置が対象。全地域向けの輸出が許可申請となる一方、欧米など42の国・地域については包括許可が適用可能。</li> </ul>

【出所】各政府公表資料などを基に作成

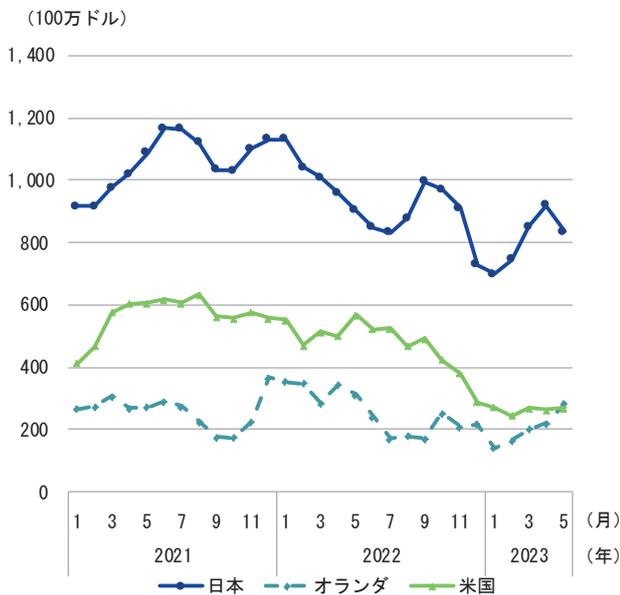
これら規制導入の動きを受けて、主要国からの中国の半導体装置輸入は2022年後半から顕著に低下している(図表Ⅲ-4)。貿易統計をみると、輸入の落ち込みは、2022年10月の米国による輸出管理の強化の時期と重なる。日本とオランダについては、同時期はそれぞれの輸出管

15 ジェトロビジネス短信(2023年2月3日)、ジェトロブリュッセル事務所発  
 16 Reuters(2022年10月11日)“Exclusive: KLA to stop sales and service to China to comply with U.S. export curbs”  
 17 2022年11月17日付プレスリリース  
 18 Reuters(2022年2月25日)“Lam Research warns of up to \$2.5 billion revenue hit from U.S. curbs on China exports”

19 2023年3月15日ジェトロ取材  
 20 Reuters(2023年1月31日)“U.S. official acknowledges Japan, Netherlands deal to curb chipmaking exports to China”  
 21 2023年6月30日付プレスリリース

理の導入前であったが、米系装置メーカーが中国に供給できなくなったことに伴い、関連装置の中国向け出荷が間接的に落ち込んだとの企業の声が聞かれる<sup>22</sup>。

図表Ⅲ－４ 中国の対日本・米国・オランダ半導体製造装置輸入の推移（2021年1月～2023年5月）



〔注〕 HS8486項、輸入額は3カ月後方移動平均値。  
〔出所〕 Global Trade Atlasから作成

こうして同志国が協調する形で輸出管理を行う背景には、既存の輸出管理体制の機能不全が指摘される。輸出管理の国際協調は、先進国を中心とする4つの大きな国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）の下で、加盟国が法的拘束力を持たない指針に従う形で行われてきた（図表Ⅲ－5）。日本の外為法についても、こうした協定をベースに管理対象とするリスト品目を規定している。特に軍事転用リスクのある、いわゆるデュアルユース品目については、ワッセナー・アレンジメントの下、規制リストの見直しや情報交換などが定期的に行われてきた。これら協調枠組みの多くには、2022年2月にウクライナ侵攻を行ったロシアが含まれる。輸出管理に詳しいエイキン・ガンブ法律事務所のケビン・ウルフ氏（元米国商務省次官補）は「ロシアが全ての提案を拒んでおり、今後も同様の展開が予想される」と述べる<sup>23</sup>。同氏は、既存の体制の代替として、新たな多国間枠組みを構築することが理想としつつも、構築には時間を要することから、今回の日米蘭3カ国のような少数の同志国による協調を推進するオプションがあると指摘している。

図表Ⅲ－5 輸出管理に関わる主要な多国間枠組み

制度概要	
1. ワッセナー・アレンジメント (WA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常兵器および機微な関連汎用品・技術の供給能力を有し、かつ不拡散のために努力する意志を有する参加国による紳士協定（法的拘束力を有さない）。42カ国が参加（ロシア含む）。</li> <li>・通常兵器として「軍需品リスト」22品目、9カテゴリーの「汎用品・技術リスト」に大別される。</li> </ul>
2. 原子力供給国グループ (NSG)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力関連資機材・技術の輸出国が守るべき紳士協定。48カ国が参加（中国、ロシア含む）。</li> <li>・規制品目に、核物質や原子炉・関連装置、産業用機械（数値制御装置など）、材料（アルミ合金など）。</li> </ul>
3. オーストラリア・グループ (AG)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紳士協定として、生物・化学兵器の不拡散のための輸出管理。42カ国が参加。</li> <li>・化学・生物兵器の前駆物質、同兵器製造向け汎用施設・設備、病原体や毒素などを規制対象に指定。</li> </ul>
4. ミサイル技術管理レジーム (MTCR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量破壊兵器運搬能力を有するミサイルの拡散防止が目的。紳士協定。35カ国参加（ロシア含む）。</li> <li>・附属書で、ミサイルの開発および生産などに関連する軍用品および汎用品を含む資機材・技術を広範囲に指定。</li> </ul>

〔出所〕 外務省資料などを基に作成

半導体を前例に、輸出管理は今後も経済安全保障上の重要ツールとなる公算が大きい。バイデン米政権のジェイク・サリバン大統領補佐官（安全保障担当）は2022年9月、敵対国の戦闘力を低下させる新たな戦略的資産として、輸出管理を活用していく方向性を示した。同補佐官は、輸出管理の対象として、半導体に加えて、バイオテクノロジーやクリーン技術を例示している。これらは、バイデン政権が技術競争力の強化のために指定する重要・新興技術リストにも該当する。EUや日本、中国もこうした戦略物資の特定を行っており、多くで合致する技術分野が存在する。ただし、新米国家安全保障センター（CNAS）のマーティン・ラサール上席研究員は、バイオテクノロジーなどの新興技術は「管理が容易ではなく、米国がチョークポイントを押さえているわけではない」として、半導体のような迅速な政策対応が進んでいないと指摘している<sup>24</sup>。

## ■ 二国間・多国間枠組みが次第に具体化

経済安全保障の枠組みとして先行するのは、米EU貿易技術評議会（TTC）である。2022年12月の立ち上げ以降、会合を重ね、2023年5月に第4回となる閣僚会合を開催。共同声明によると、①新興技術協力、②貿易投資の持続可能性機会の創出、③輸出管理を含む貿易と安全保障、④コネクティビティ、など幅広い展開をみせる（図表Ⅲ－6）。輸出管理については、規制の域外適用にあたる再輸出規制の明確化や簡素化といった、事業者配慮した

22 2023年5月22日ジェトロ取材  
23 2023年3月9日ジェトロ取材

24 2023年3月14日ジェトロ取材

取り組みが盛り込まれている。他方、投資規制では、従来の対内直接投資の審査に加えて、対外投資に関わる安全保障上のリスクに対処するための措置の必要性で一致している。これについては、2023年5月のG7首脳声明でも同様の文言が盛り込まれている。G7メンバーにおいて、2023年6月末時点で対外投資に関わる規制を有する国・地域はないが、米国では規制導入に向けた議論検討が進んでいる（本節（3）参照）。

図表Ⅲ－6 米EU貿易技術評議会（TTC）共同声明（2023年5月）

分野	主な内容
新興技術協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能（AI）：関連リスク対応に重要な専門用語リストの整理。G7の補完として、生成AIのロードマップ策定に向けた作業を行う。</li> <li>・標準化：3Dプリンタや大型電気自動車（EV）充電に関わる国際標準の策定、EV充電インフラの整備協力。</li> <li>・半導体：早期警戒枠組みの整備。相互の産業政策の尊重。材料やパッケージングを含むエコシステム構築上の協力、PFAS代替に向けた研究支援。</li> </ul>
貿易投資の持続可能性機会創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境：米EUのインセンティブが相互に補強し合い、双方向の貿易投資を妨げないように対応することを確認。</li> <li>・労働：サプライチェーン上から強制労働を根絶するためのデューデリジェンスの効果的な実施に関わるラウンドテーブル（2023年3月実施）などに情報共有を継続する。</li> <li>・デジタル貿易：非市場経済的な政策・慣行に関する情報共有を行う。</li> </ul>
貿易安全保障経済繁栄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出管理：輸出者のための再輸出規制の明確化および簡素化に向けた作業中。機微品目の輸出管理導入に先立つ協議を行う。</li> <li>・投資規制：EU加盟国での対内投資スクリーニング制度導入の進展を歓迎。対外投資規制の重要性を確認。</li> <li>・非市場的政策・慣行：医療機器分野における中国の措置に関して、共同対応の可能性を含めて協議。レガシー半導体を中心とする過剰生産による負の波及効果を避けるために今後協議する。</li> <li>・経済的威圧：外国企業などへの措置に加え、投資信頼や取引の安定確保の上で重要な存在である監査・コンサルへの措置にも懸念を表明。</li> </ul>
コネクティビティ・デジタルインフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6G無線通信（2030年までに主流になるとの想定）に向けた研究開発ロードマップの策定に向けて協力する。</li> <li>・第三国連携：新興エコノミーのデジタル担当大臣を加えた「包摂性とコネクティビティに関するデジタル大臣ラウンドテーブル」を今後数カ月以内に設置する。既にジャマイカやケニア、コスタリカ、フィリピンへの支援を実施中。</li> <li>・大陸間の海底ケーブルの新規プロジェクトについて信頼できる事業者の選定に向けた協力を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国による情報操作または情報介入：ウクライナ紛争において、ロシアが戦争準備・実施で駆使し、中国がロシアの誤情報を拡散したことを例示。対応策として、特定分析に向けた基準策定や他国へのキャパシティー・ビルディング支援、オンライン・プラットフォームの行動喚起を行う。</li> <li>・人材育成：技術競争に必要な労働人口の能力や技能の発展に向けて、「成長に向けた人材タスクフォース」を設置（2023年4月23日）。</li> </ul>

〔出所〕米国政府公表資料を基に作成

日米連携もTTCと並んで協議が深化している。2021年11月に立ち上がった日米商業・産業パートナーシップ（JUCIP）は2023年5月に第2回閣僚会合が行われた。重点分野の半導体では、技術開発と人材育成協力に関するロードマップ策定に向けて、米国で設立予定の国立半導体技術センター（NSTC）と日本の技術研究組合最先端半導体技術センター（LSTC）間の協力を促進していくことが合意された。両国のインセンティブ政策についても情報交換を継続し、サプライチェーンの強靱性を損なわないよう協力していくこと、輸出管理ではロシア制裁の継続的な連携やASEANやその他第三国・地域への能力構築支援にコミットしている。輸出管理における連携としては、デュアルユース技術に関する日米間の政策の透明性、効率性、効果を高め、より取れんさせる方法を募るパブリックコメントが2022年11月～2023年1月にかけて日米政府双方で実施され、結果が公示されている。

さらに、貿易担当大臣による日米通商協力枠組み（2021年11月発足）に基づく協議も、第2回会合（2022年8月）、第3回会合（2023年2月）と協議を重ねた。労働分野では、「サプライチェーンにおける人権および国際労働基準の促進に関するタスクフォース」設置のための協力覚書に署名。両国の関連法令や政策、ガイダンス、執行実務などについて情報共有を行う。その他、デジタル経済を含めて、第三国の非市場のかつ貿易歪曲的な政策・慣行に対応していくことで合意している。

また、韓国を含めた3カ国では、2022年11月に首脳会談を行い、「日米韓経済安全保障対話」を設置。北朝鮮対応上の連携のほか、経済的威圧における連携、サプライチェーン、気候変動、デジタル経済などの課題対応で協力していく。なお、米韓では、2023年4月に首脳会談を開催。「サプライチェーン・産業対話」を通じて、半導体産業の支援プログラムや輸出管理の経済安全保障措置に関する協力を深めている。

多国間枠組みでは、日米豪印によるクアッド（Quad）は2023年5月に首脳会議をオーストラリアで開催。自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に取り組む決意などを定めたビジョンステートメントに合意するとともに、実践的協力として、「重要新興技術標準に関する原則」を発表。同原則で、強制技術移転を目的とした標準の利用に反対し、TTC同様に産業界主導のマルチステークホルダー・アプローチに基づく標準づくりを支持した。クアッドでは、AIや半導体サプライチェーンや先端バイオ技術などの技術動向把握で連携することが合意されている。インフラ面では、域内のインフラ実務者向けの「日米豪印インフラ・フェローシップ・プログラム」や「海外ケーブルの連結性と強靱性のためのパートナーシップ」立ち

上げなどが発表されている。今後は2024年にインドで対面の首脳会議を予定する。

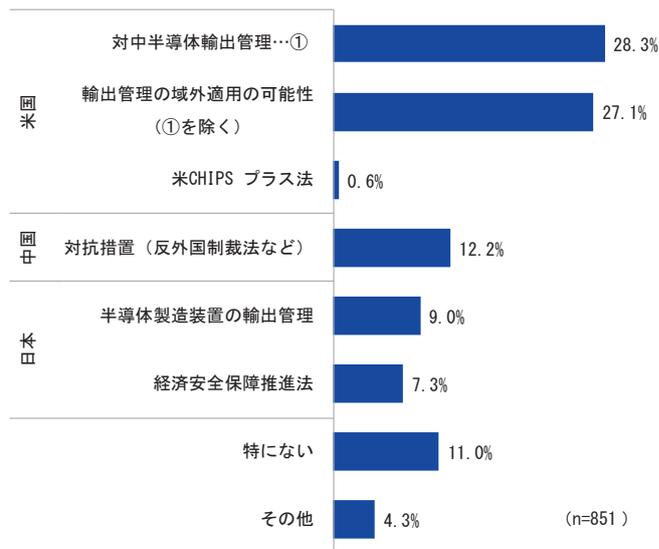
より広範な取り組みとして、米国は自ら主催する民主主義サミットにおいて、「輸出管理と人権イニシアチブ (ECHRI)」を立ち上げた。第2回サミット (2023年3月) では、参加国が4カ国から24カ国にまで拡大するとともに、行動規範が公表された。行動規範では、①人権侵害に用いる可能性のあるエンドユーザーへのデュアルユース品目の輸出を管理するよう、法規制や取り締まりの整備に取り組む、②国内法や国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などに即したデューディリジェンスの実施を民間セクターに促す、③技術発展に応じて、製品や技術に起因する脅威やリスクに関する情報を共有することなどが盛り込まれた。さらに、既存の4つの国際輸出管理レジームで管理される品目を含めて、輸出許可申請手続きに関する人権上の懸念を議論しつつ、そうしたレジームと協調できる機会を特定することも今後の取り組みとして合意されている。

通商協議では、インド太平洋経済枠組み (IPEF) や「21世紀の貿易に関する米国・台湾イニシアチブ」の枠組みで協定に関する交渉が妥結するなど、着実な成果をみせている (本章2節 (3) 参照)。

## ■ 各国規制の対応に迫られる日本企業

ジェトロが2023年4月に実施したアンケートによると、(主要国の経済安全保障関連政策のうち) 日本企業のビジネスに影響を与える可能性が最も高い政策として、米国の輸出管理の影響を懸念する割合が高い (図表Ⅲ-7)。特に、米国による2022年10月発表の対中半導体規制の影響を受ける可能性が高い企業の比率は28.3%と最も多い回答を集めた。これに次いで、米国輸出管理の域外適用にあたる再輸出規制による影響を懸念する割合 (27.1%) が多い。中国については、反外国制裁法を含む対抗措置が影響を与える可能性を指摘する割合も1割を超える。本アンケートは、ジェトロが主催した米国輸出管理に関するセミナーに参加した企業に対して実施したアンケートのため、同管理への関心がそもそも高いなど、日本企業全体の相場観とは言い難いものの、関連産業に従事する企業において、経済安全保障関連政策が一定の影響を及ぼす可能性があることがうかがえる。

図表Ⅲ-7 日本企業のビジネスに影響を与える可能性が最も大きい政策例 (ジェトロアンケート調査)



【注】アンケートはジェトロウェビナー「米国輸出管理措置の最新動向について —元米国商務省次官補ケビン・ウルフ氏による特別講演—」(2023年4月13日) 参加企業に対して実施。  
【出所】ジェトロによるアンケート (2023年4月)

強化される輸出管理にどう対応すべきか。米国輸出管理規則 (EAR) の執行役である米国商務省・産業安全保障局 (BIS) は、輸出者がEAR上で留意すべきビジネス上の状況を例示したうえで、それぞれの状況に応じ、取引する品目が取引先の業態に出荷することに不審な点がないか、取引先が用途などの情報を開示するか、などのチェックリストを示している (図表Ⅲ-8)。

図表Ⅲ-8 米国商務省の取引ガイダンス (留意事項)

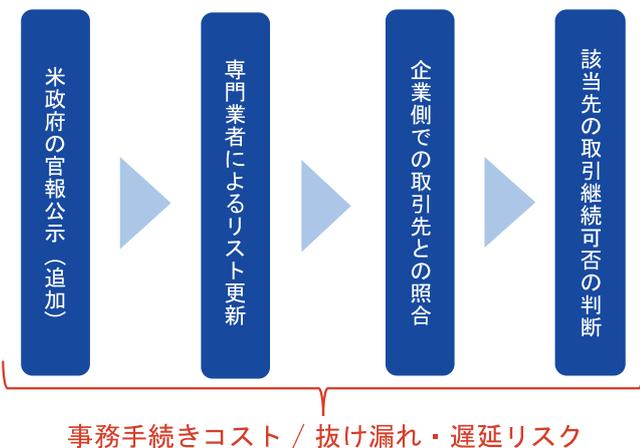
類型	留意すべき事項 "Red Flags"
取引先の性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先やその所在地が商務省指定の懸念対象に類似。</li> <li>取引先がビジネスの経験をほとんど有していない。</li> </ul>
製品用途の不一致	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の性能が買主の業態に合致しない。(例: パン屋が高性能コンピューターを発注)</li> <li>輸送先の国の技術水準に受注製品が合致しない。(例: 電子産業のない国から半導体製造装置を受注)</li> </ul>
取引時の不審な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先や仲介者が最終用途を開示しない。</li> <li>通常は融資を要する高額な製品で、現金決済を求める。</li> <li>製品の性能特徴に詳しくない取引先が購入を求める。</li> <li>取引先が製品の設置や指導、メンテナンスを拒否する。</li> <li>買主が質問に対して回答を避け、用途が国内使用向けか (再) 輸出向けかについて明示的に答えない。</li> </ul>
輸送 (先)	<ul style="list-style-type: none"> <li>納期が曖昧または納品先が異常な場所を指定される。</li> <li>輸送会社が最終的な輸送先として指定されている。</li> <li>製品や輸送先を考慮した場合に、輸送ルートが異常。</li> <li>包装状態が規定の方法と異なる。</li> </ul>

【出所】米国商務省・産業安全保障局 (BIS)

実際の対応事例として、日本企業は随時追加される懸念取引先を管理するような体系的な取り組みを強化している。たとえばEARで指定されるELはBISの追加発表とともに、即時に取り締まりの対象となる。取り締まり対

象が取引先（候補）にいないかを突き合わせ、該当があった場合に取引の是非を判断するには一定の時間を要する（図表Ⅲ－9）。この事態に対して、日本企業は、外部のデータベースを利用することで社内の取引先リストとの照合を効率的に行ったり、あらかじめリスクが高いと判断される国での取引において重点的なモニタリングを実施したりしている。取引先との契約上も、輸出管理を事由とする契約解除を通じて責任が問われないように、不可抗力（force majeure）条項を盛り込む対応策などが取られている。

図表Ⅲ－9 米輸出管理における規制対象追加への対応手順イメージ



〔出所〕米国商務省資料や企業ヒアリングを基に作成

中国側においても、輸出管理法が整備されており、そのコンプライアンスが必要となる。中国政府は、コンプライアンス上で必要となる内部体制に関するガイドラインを提供している（図表Ⅲ－10）。これに照らして、日本企業の中国子会社では、中国法向けの輸出管理体制を改めて構築するのではなく、日本の親会社の既存の輸出コンプライアンス体制に準拠するケースが一般的となっている<sup>25</sup>。

図表Ⅲ－10 中国輸出管理法の内部コンプライアンス

方針策定	体制構築 責任者設置	リスク 評価
審査手続 の確立	緊急対応 措置制定	教育 研修
コンプラ 監査	資料文書 保存	マニュアル 作成

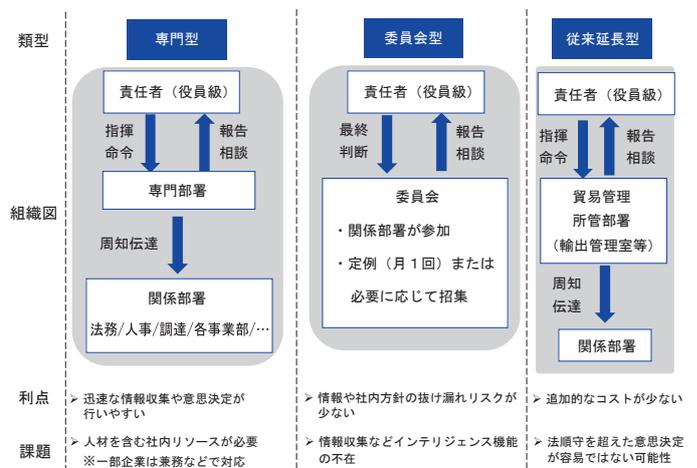
〔出所〕中国商務部「両用品目輸出管理の内部コンプライアンスガイドライン」に基づき整理

## ■大手企業を中心に体制構築に着手

国内外で経済安全保障上の新たな規制や認可手続きへの対応が急務になっていることから、日本企業の間では、大手企業を中心に、社内体制構築の検討が進む。ジェトロが2022年9月に実施したアンケート（550社回答）によると、具体的な取り組みとして、経済安全保障を所掌する「責任者や専門部署の設置（の検討を含む）」を行っている割合は22.5%に上る。個別企業からは「リスクマネジメントが可能な機動的な司令塔が必要」「部門ごとに責任者を設置。情報収集・報告を実施（している）」とのコメントが聞かれる。

複数企業に対するジェトロのヒアリング（2022年10月～2023年6月）によると、企業の体制構築にはさまざまなパターンが存在する（図表Ⅲ－11）。担当の責任者を置く点では共通する一方、リソースを割いて専門部署を設置する企業もあれば、各関連部署が参加する定例の委員会という形式をとる企業もある。専門部署の設置には一定のコストを要するが、迅速な情報収集や意思決定といったインテリジェンス機能を保有するには効率的な手段といえる。委員会形式では、全社的な情報の共有や対応方針の浸透という面ではリスクが少ない一方、指導的な役割を果たす部署が不在のため、重大な意思決定には時間を要する。また、特段新しい体制を設けず、安全保障貿易を所管する部署が継続して対応するケースもある。追加的な設置コストがない利点がある一方で、コンプライアンスを超えたサプライチェーンの再編やレピュテーションリスクへの対応といった点で、課題があるとの声も聞かれる。

図表Ⅲ－11 経済安全保障に対応する企業の体制例



〔出所〕企業ヒアリングなどを基に作成

25 ジェトロ『『両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築』に関する実務動向～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報専門家による政策解説～』（2022年5月）

リスク管理は、取引前の点検や契約手続き、サプライチェーンの見直しなど、多岐にわたる（図表Ⅲ-12）。取引前には、製品や取引相手、最終用途に応じた輸出管理上の該非判定などを行う。契約段階でも、関連規制や予想し得ない事象を想定した取り決めを交わしておくことが重要となる。中長期的にはサプライチェーンの見直しが課題となるが、考慮する項目が多く、見直しの判断には多くの経営資源や時間を要することが想定される。

図表Ⅲ-12 リスク管理の対応例のイメージ

取引前のリスク点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引にあたって、「製品が規制の対象か」「取引相手に安全保障上の懸念がないか」「製品の用途に軍事転用リスクはないか」などの検討を行う。</li> </ul>
契約上の留意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予め制裁などを想定し、取引を止めても責任を負わない形にする。なお、あからさまに特定国の法令順守を前面に出さないよう留意する。契約締結時には予見不可能な事象（関連法規制、自然災害、戦争など）が生じた場合に免責される取り決め（「不可抗力条項」）を結ぶ。</li> <li>・契約判断を行う会議体から、輸出管理の対象となり得る経営層を除外する。</li> <li>・採用時、米国では国籍を要件とすると差別行為とみなされるリスクがあるため注意。</li> </ul>
サプライチェーンの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達先を多元化する。取引を分散する。</li> <li>・大量の発注・納品を避ける。</li> <li>・見直しの検討に際しては以下を考慮する。</li> <li>◇検討先の国・地域との関係（友好・敵対）</li> <li>◇検討先の重要物資の指定状況</li> <li>◇安全保障関連法規制の導入状況</li> <li>◇投資インセンティブの有無</li> <li>◇コスト低減につながるFTAの有無</li> <li>◇レピュテーションリスクの大小 など</li> </ul>

〔出所〕 企業ヒアリングなどを基に作成

### （3）主要国・地域の通商政策

#### 1. 米国の通商政策

##### ■安全保障を軸にした新たな通商観が浮上

米国のジェイク・サリバン大統領補佐官（安全保障担当）は2023年4月27日、米ブルッキングス研究所で登壇。「自由化の数十年（decades of liberalization）が多く、マイナスの結果をもたらした」、「過剰に単純化された市場効率性の名の下で、戦略物資のサプライチェーンが産業や雇用とともに海外に移転した」と述べ、これまで米国が推進してきた自由貿易主義に懐疑的な立場を明らかにした。その上で、「すべての人々のメリットになる、より公平で、耐久性のある国際経済秩序を構築する戦略」の必要性を訴えた。サリバン補佐官は、同戦略を「ニュー・ワシントン・コンセンサス」と呼称した。

新たな構想を打ち出した背景には、安全保障環境の変化が影響している。バイデン政権発足後で初の「国家安全保障戦略」（2022年10月発表）では、主要な競争相手として中国とロシアを名指しした。地域別では、インド太

平洋が21世紀の地政学の震源地となるとしている。バイデン大統領は「今後10年間に、地政学的な競争相手をしのぎ、共通課題に取り組み、いかに世界を明るく希望に満ちた未来へ導くかを戦略で描いた」と述べた。戦略の要点として、サリバン補佐官は、伝統的な通商戦略を転換して、新型コロナなどで露呈したサプライチェーンの脆弱性の克服、クリーン・エネルギーへの移行、労働や環境に関する新たな基準、存在感を増すテクノロジーと世界経済のデジタル化といった21世紀の課題に合うような新たな経済・投資・通商のモデルを導入すべきとの点に言及している。

こうした戦略が通商政策にも反映されつつある。USTRの年次報告<sup>26</sup>では、経済安全保障の観点から、サプライチェーン強靱化の取り組みを継続する方針が打ち出され、その脆弱性への対応として、同志国との連携が強調された。進行中の事案として、インド太平洋経済枠組み（IPEF）やアメリカ大陸の経済繁栄のためのパートナーシップ（APEP）その他二国間・多国間の取り組みを挙げている。IPEFについては、2023年5月にサプライチェーン協定の交渉が実質妥結している（本章第2節（3）参照）。

通商政策の立案機能を担う米連邦議会は、安全保障を念頭に置いた強硬な対中政策という点で、超党派で引き続き一致している。下院では2023年2月に、「米国と中国共産党間の戦略的競争に関する特別委員会」（共和党議員13人、民主党議員11人で構成）による公聴会がゴールデンタイム（19～22時）という異例な時間帯に開催、放送された。中国依存のサプライチェーンの国内回帰や同盟・友好国とのサプライチェーン構築を含む課題について議論が行われた。上院でも、チャック・シューマー上院院内総務（民主党、ニューヨーク州）が「中国競争法案2.0版」を提出。輸出管理の強化や経済的威圧の抑制、対外投資審査の導入などの対中政策パッケージを示している。中国との競争を念頭に置いた安全保障上の政策対応は、米国の中長期的な課題となっている。

##### ■懸念国への対処、産業政策の背後で進む

米国では、通商上重大な影響を及ぼす産業振興策が進展している。2022年8月にはインフレ削減法（IRA）が成立した。インフレ高進リスクのある大規模な財政出動を抑えつつ、複数の気候変動対策が盛り込まれた。通商関係で特に問題視されているのが、電気自動車（EV）購入に対する税額控除措置である。EV購入時に最大7,500ドルの税額控除を与える一方、対象となる車両が北米域内

26 米国通商代表部（USTR）「2023年の通商政策課題と2022年の年次報告」（2023年3月1日公表）

で組み立てられる必要がある。さらに、車載バッテリー用の重要鉱物の要件として、米国または米国と自由貿易協定 (FTA) の締結している国で抽出または処理する必要があるとされた (第IV章第1節 (3) 参照)。さらに、EV部品および重要鉱物における「懸念される外国の事業体」の関与は制限され、それぞれ2024年、2025年には完全に控除の対象外となる。

このうち、IRAでは「FTA」の定義が独自に定められている。米財務省と内国歳入庁 (IRS) が2023年3月に発表した規則案によると、控除の対象となる重要鉱物の調達先として、米国と包括的な貿易協定を締結する20カ国<sup>27</sup>に加えて、同月に重要鉱物に関する協定<sup>28</sup>を締結した日本がFTA締結国として扱われている。米国政府は、IRAで定めるFTAの基準について、今後も追加の協定や新たな交渉による合意を対象に含むことを検討するとしている。米国は、IRAに関連する協議として、EUとのタスクフォースを2022年10月に立ち上げ、2023年6月には英国との間でコバルトなどに関する協定交渉を開始することに合意。こうした交渉が拡大する一方、IRAで北米域内での組み立てを税額控除の条件とすることは、最恵国待遇義務 (GATT 第1条第1項) や内国民待遇義務 (GATT 第3条第4項) に抵触する可能性が指摘されている<sup>29</sup>。これに関連して、欧州委員会や韓国政府からも、IRAの措置がWTO違反であるとの主張を行っている<sup>30</sup>。

半導体産業振興のための補助金制度を盛り込んだCHIPSプラス法 (2022年8月9日成立) においても、特定の国・地域をサプライチェーンから排除するような枠組みとして、いわゆる「ガードレール条項」が設置されている。①受益者が補助金を米国外で利用することを禁止、②受益者が懸念国での半導体製造関連投資を行うことを10年間制限、③受益者が懸念ある外国事業体と共同研究またはそれらへ技術ライセンスすることを制限することを定めている。2023年3月に公表された同条項の細則案によると、②については、先端半導体製造施設に関して、10万ドルを超える重要な取引や、既存施設の製造能力を5%超の割合で増強することを禁止としている。また、③の対象も具体的なリストが示されている (図表III-13)。ガードレール条項の対象としては、米国が安全保障上の懸念を有する国家に加えて、各省庁が同様の

懸念に基づき指定する企業・団体を幅広く含む。こうした制限を受けて、一部の日本企業は、補助金の利用申請に慎重な姿勢を示している<sup>31</sup>。

図表III-13 米国CHIPSプラス法における懸念国の定義例

懸念国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国、ロシア、イラン、または北朝鮮</li> <li>・商務長官が他省庁と協議のうえ関与が安全保障を害すると判断する国</li> </ul>
懸念対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国テロ組織 (國務長官指定)</li> <li>・特別指定国民 (SDN) リスト</li> <li>・懸念国政府の所有、支配または管轄または指示を受ける主体</li> <li>・スパイ行為や輸出管理に関する米国法で有罪判決を司法長官から受けたことのある主体</li> <li>・商務省指定のエンティティー・リスト (EL) に該当する主体</li> <li>・財務省指定の「非・特別指定国民 中国軍事・産業複合企業リスト (NS-CMIC List) に該当する主体</li> <li>・連邦通信委員会 (FCC) が「2019年信頼通信ネットワーク法」に基づき指定した設備サービス事業者</li> <li>・商務長官が他省庁と協議のうえ関与が安全保障を害すると判断する主体</li> </ul>

〔出所〕 CHIPS プラス法から作成

### ■投資規制は対外スクリーニングに注目

技術移転の流出を防ぐ手段として、懸念国・主体が関与する投資を規制することも米国は重視している。これまでは、対内直接投資を審査する対米外国投資委員会 (CFIUS) によるスクリーニングを強化してきた。一方、米国企業による対外投資への規制の議論が深まっている。議会の諮問委員会である米中経済・安全保障調査委員会 (USCC) は2021年11月発表の提言で、重要サプライチェーンや製造拠点の中国への移管を行政が審査すべきと主張。バイデン政権でも、サリバン補佐官が2022年9月に、機微技術の対外投資への対応方法の策定を進めているとの発言をしている。2023年3月には、商務省と財務省が審査制度の検討結果を政権に非公開で報告。同月にレモンド商務長官は「確実に数カ月」で規則を最終化すると取材に回答した<sup>32</sup>。審査制度について、財務省のポール・ローゼン次官は同年5月の議会公聴会で「狭く絞られたところで、関心分野において懸念国に流れる資本やノウハウ、専門性を対象とする制度を策定中」と説明している。

議会では、超党派による法案提出が行われている (図表III-14)。ローディウム・グループは、2000年～2019年9月の期間の米国の対中直接投資の43%が同法案に基づ

27 オーストラリア、バーレーン、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、ヨルダン、韓国、メキシコ、モロコ、ニカラグア、オマーン、パナマ、ペルー、シンガポール  
 28 「重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(2023年3月28日署名)  
 29 経済産業省「不正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」(2022年6月)

30 ジェトロ「米インフレ削減法、EV税額控除の要件に各方面から見直し求める声」(2022年9月29日)、「韓国政府、米財務省にインフレ削減法に関する意見書を提出」(2022年11月8日)  
 31 ジェトロ「始動したCHIPSプログラム、サプライチェーンに与える影響は(米国)」(2023年5月8日)  
 32 2023年3月3日付ロイター

く規制対象になると推計している。

図表Ⅲ-14 米連邦議会で提出中の対外投資規制案

制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁横断組織「国家重要能力委員会（NCCC）」を創設。USTR、商務省、財務省など13省庁で構成。議長は大統領が指名した政府機関の長。</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国の管轄下にあるUSパーソンによる特定取引のうち、懸念国で発生するもの又は懸念国が関係する外国主体が関与するもの。</li> <li>・懸念国：中国、ロシア、イラン、北朝鮮、キューバ、ベネズエラなど、国家安全保障に有害な慣行に長期的に従事している国。</li> <li>・取引：株式投資、特定の貸与（loan）、子会社や合弁会社の設立、取締役会代表権の取得、中央政府の補助金や税制優遇、政府調達契約を得る米国主体の行動。</li> <li>・業種（「国家重要能力産業」）：半導体製造・先端パッケージング、人工知能（AI）、量子コンピューター、大容量バッテリー、重要鉱物・素材、原薬（API）、自動車製造のほか大統領が指定した業種。</li> <li>・例外：デミニミス（僅少）基準を下回る又は「通常の商取引」に分類される取引は除外。これら定義は行政裁量となる。</li> </ul>
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象取引に関与するUSパーソンは委員会に報告する義務を負う。</li> <li>・委員会は45日以内に、公式審査を開始するかを決定する。なお、委員会は報告がない取引についても独自に審査を行うことが可能。</li> <li>・委員会は審査開始後90日以内に、取引に対する許可が禁止、変更の判断を行う。</li> </ul>
罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高25万ドルまたは対象取引の倍額の罰金。</li> </ul>

〔出所〕2023年国家重要能力防衛法案（H. R. 3136）より作成

従来の対内外外国直接投資（FDI）審査についても、取り組みを一層強化している。バイデン大統領は2022年9月、省庁横断でFDI審査を行う対米外国投資委員会（CFIUS）が重点的にフォローすべき分野・要因を定めた大統領令に署名。重要製品サプライチェーンの強靱性や機微技術・データ流出防止など安全保障の観点から、CFIUSの検証を進展させていくとしている。米国の技術リーダーシップに影響する分野として、マイクロエレクトロニクス、人工知能（AI）、バイオ技術・製造、量子コンピューティング、先端クリーンエネルギー、気候適応技術を挙げている。CFIUS自体も2022年10月に、初となる執行と罰則に関するガイドラインを発表。違反のパターンや違反（の程度）の判断基準、罰則のプロセスなどを提示している（図表Ⅲ-15）。

CFIUSの審査動向としては、2021年版報告書がある。同報告書によると、簡易的な申告<sup>33</sup>が164件、CFIUSの詳細な審査を伴う届け出が272件と、ともに過去最多を記録している。企業の国籍別では、申告はカナダ（22件）、ドイツ

33 2018年に成立した「外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」で新設された申請の種類で、申請者が投資案件の概要を原則5ページ以内にまとめて提出し、CFIUSは受理してから30日以内に審査を終え、申請者に対して追加の行動の可否を伝えるプロセス。

図表Ⅲ-15 CFIUSガイドライン（執行・罰則関連）

違反のパターン	(1) 申告または届け出が義務の取引について適時の提出がされなかった場合
	(2) CFIUS と合意したリスク軽減措置などに違反した場合
	(3) 非公式なやり取りを含めてCFIUS に提出した情報に虚偽や不備などがあった場合
罰則判断基準（例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当事者の説明責任を追及し、将来的に法令順守させる上での罰則の影響度。</li> <li>➢ 違反行為が米国の国家安全保障に与える脅威の度合。</li> <li>➢ 違反行為が単なる過失か、重度の過失か、意図して行われたものか。CFIUS に対する情報隠蔽（いんべい）などの有無。組織内でどれほど上位の者が行為を認知していたか。</li> <li>➢ 当事者が違反行為を認知してからCFIUS が認知するまでの経過と違反行為の頻度。</li> <li>➢ 当事者が適時に必要な範囲の情報を自己開示したか、違反行為の是正措置や再発防止のための措置が取られたか。</li> <li>➢ 法令順守の社内コンプライアンス方針、内外のリソースの有無（法律顧問、コンサルタント、監査役など）。</li> </ul>

〔出所〕米財務省より作成

ツ、日本、シンガポール、韓国（いずれも11件）、英国（10件）が上位となっている。届け出については中国（44件）、カナダ（28件）、日本（26件）、ケイマン諸島（18件）、フランス、シンガポール、韓国、英国（いずれも13件）が上位。産業別では、半導体など「コンピュータ・電子機器製造」、航空機など「輸送機器製造」、ソフトウェア発行など「出版業」、研究開発など「専門・科学・技術サービス」、発電など「公益事業」と「不動産」で申請件数が多い。

## ■人権措置の執行本格化、対象分野の拡大も視野に

米国は、人権に関する通商上の措置として、1930年関税法に基づく、強制労働に依拠する製品輸入の差し止めを近年積極的に活用している。特に、2022年6月に施行したウイグル強制労働防止法（UFLPA）による取り締まり件数が急増している。米税関・国境警備局（CBP）によると、2022年会計年度（2021年10月～2022年9月）にかけて、UFLPAの施行3カ月余りにも関わらず、1,530件（4億7,000万ドル相当）の貨物が検査や差し止めなどの対象になっている。産業別にみると、太陽光発電製品を含むエレクトロニクスが1,045件と約3分の2を占める。次いで、衣料・履物・生地（191件）、医薬品・保健・化学（117件）、消費財・大衆製品（109件）が多い。金額ベースで輸入元の内訳をみると、中国（1,530万ドル）に比べて、マレーシア（2億5,668万ドル）とベトナム（1億9,184万ドル）を介した輸入が圧倒的に多い。直近の2023会計年度<sup>34</sup>でも、これまで2,739件（9億2,500万ドル相当）の差し止めが行われている。

UFLPAの執行範囲は、今後より幅広い業種の企業活動に影響する可能性がある。米上院議会のワイデン財政委

34 2022年10月1日～2023年5月29日の集計データに基づく。

員長（民主党・オレゴン州）は2022年12月に、日米独自の自動車大手8社に対して、各社のサプライチェーンと新疆ウイグル自治区との関係について質問状を送付した。質問状には、原材料のほか、採掘や加工、部品製造のサプライチェーンの把握を行っているか、サプライヤーの外国語名リストを保持しているか、（人権上の）デューデリジェンスを実施しているかが含まれる。2023年3月には自動車部品メーカーにも同様の質問状を送っている。自動車サプライチェーンにおける強制労働の可能性については、英国シェフィールド・ハラム大学が新疆ウイグル自治区の関与を指摘している。具体的には、自動車製造に用いられるバッテリーや電装品、内装、タイヤ、鉄鋼やアルミ、銅などについて、関与する中国企業などを報告書で挙げている。

## 2. EUの通商政策

### ■「戦略的自律性」を追求するEU

EUでは近年、「開かれた戦略的自律性（Open Strategic Autonomy）」を通商および産業政策に横串を通すキーワードに掲げてきた。欧州委員会（以下、欧州委）によれば同概念は、対外的な開放性を維持して多国間主義に基づく体制を維持しつつ、必要な局面ではEUの利益を積極的に擁護していく立場を表す。2021年2月の新通商戦略をはじめ、特に新型コロナ危機などの環境変化を教訓に、サプライチェーンの脆弱性を克服し、域外依存を低減する必要性に駆られた2021年以降に目立つようになった表現である。「戦略的自律」の下で進められてきたEUの諸政策を整理すると「サプライチェーンの強靱化」「技術・インフラの保護」「貿易投資関連措置の拡張」「人権・持続可能性への対処」の4分野に落とし込むことができる（図表Ⅲ-16）。EUは「開放性」を特徴に掲げ、国際協調を維持する立場は不変と強調している。以下、2022年後半から2023年前半の動向を概観する。

サプライチェーン強靱化を図る政策では、「欧州半導体法案」が2023年4月にEU理事会（閣僚理事会）および欧州議会の両立法機関間での政治合意に達した。EUが2021年3月に示したデジタル化政策「デジタル・コンパス2030」に基づき、次世代半導体のEU域内生産の世界シェアを現状の10%程度から20%以上に引き上げる目標を具体化し、米国の半導体支援法などに対抗すべく、2022年2月に提案されていた法案である。同法では企業への資金支援で研究開発だけでなく、半導体の安定供給を目的に特定の生産設備の設置支援を可能とする。具体的には「EU域内初」となる半導体生産設備と認定された設備投資には迅速な投資審査を行うなど、手続き面で優遇される上、加盟国からの国家補助（補助金）拠出も認める。

欧州委の当初提案では完成品の生産拠点のみを支援対象としていたが、合意内容には半導体生産設備の製造拠点も対象に認められた。財政支援と民間投資によって430億ユーロ規模の投資を実現するという制度設計であるが、投入されるEU予算そのものは既存予算を組み替えた33億ユーロにとどまり、財政支援の大半はEU加盟国による補助金が占めることになる。

図表Ⅲ-16 EUの戦略的自律の主な側面と政策

政策課題	個別政策	具体的な取り組み
サプライチェーンの強靱化	重要な原材料の供給確保	重要な原材料規則案（2023年3月発表）
	バッテリーライフサイクルの規制強化	バッテリー規則（2022年12月政治合意、2023年7月正式採択）
	半導体の安定供給確保	半導体法案（2022年2月発表、2023年4月政治合意）
	戦略的重要分野でのアライアンス結成	新産業戦略（2021年5月発表）で積極的活用の方針
	欧州共通利益のための重要プロジェクト	新産業戦略（2021年5月発表）で積極的活用の方針
技術・インフラの保護	輸出管理の強化	輸出管理規則改正（2021年9月適用開始）
	投資規制の強化	対内直接投資審査規則（2020年10月全面適用開始）
	サイバーセキュリティ	サイバー・レジリエンス法案（2022年9月発表）
貿易関連措置の拡張	EU域外国政府の補助金への対処	外国補助金規則（2023年1月施行）
	公共調達における公平な競争条件	国際調達措置規則（2022年8月施行）
	域外国による経済的威圧への対処	反威圧手段規則案（2023年3月暫定合意、同6月最終合意）
人権・持続可能性への対処	サプライチェーンのデューデリジェンス	企業持続可能性デューデリジェンス指令案（2022年2月発表）
	強制労働への対処	強制労働製品流通禁止規則案（2022年9月発表）
	森林破壊への対処	森林破壊防止デューデリジェンス義務化規則（2023年6月発効）
	廃棄物輸出管理の強化	廃棄物輸送規則改正案（2021年11月発表）

【出所】 欧州委員会、EU理事会資料から作成

「重要な原材料規則案」（2023年3月欧州委発表）も、サプライチェーン強靱化の重要政策である。「グリーン・ディール産業計画」の一環として同計画と同時に提案された。2020年9月の欧州委政策文書「重要な原材料行動計画」で示した域外依存の低減、安定的かつ持続可能な供給のための基盤整備の方針を基礎に、対ロシア依存からの脱却計画「リパワーEU」でも法制化の必要性が再確認されていた。EUは以前から重要な原材料リストを定期的に見直して公表しているが、法案では新たに、特に戦略的重要性が高く、供給不足の恐れがあり、生産の拡大が比較的難しい「戦略的原材料」を特定。戦略的原材料の域内年間消費量の最低10%を域内で採掘、最低40%を域内で加工、最低15%を域内で生産したリサイクル原料で賄うことをそれぞれ2030年の努力目標に設定して、新規事業の許認可プロセスを簡略化し、また欧州委がサブ

ライチェーンの監視や備蓄の調整を行う。

原材料となる希少資源の確保は、EUの循環型経済政策（第IV章コラム参照）の課題でもあり、その核となるバッテリー規則案が2022年12月に政治合意に達し、2023年7月に正式採択された。廃棄されたバッテリーの回収率目標や、自動車用や産業用などのバッテリーに用いるリサイクル済み原材料の最低使用割合をコバルト16%、リチウム、ニッケル各6%と欧州委の当初案よりも高めるなど、より野心的な資源循環目標が設定された。これらは重要な原材料法案の「戦略的原材料」にも指定されている。その他、売上高4,000万ユーロ以上の事業者への責任ある原材料調達などサプライチェーンに対するデューディリジェンス義務も含まれた。

技術・インフラの保護を目的とした政策では、2022年9月に、サイバー・レジリエンス規則案が発表された。規則案はネットワークなどへのデータ接続が想定されるあらゆるデジタル製品を対象とし、脆弱性対応の条件に適合する事業者が製品の必須要求事項を満たした場合のみEU市場への製品投入が認められる。義務に違反する事業者には制裁金が科せられる。1つのデジタル製品へのサイバー攻撃がサプライチェーン全体に及ぼし得る危険性を考慮して細かく対処する設計となっている。

貿易投資関連措置では、反威圧手段規則案が2023年3月に暫定的な政治合意に達し、同6月には最終合意し、同年秋の発効を見込む。EU域外国が貿易や投資に制限を課すまたは威嚇することで、EUや加盟国の正当な行動の実施を妨げるまたはその変更を迫る行為を経済的威圧と定義し、EUが対抗措置をとることを可能にするもの。欧州委は、規則案は中国によるEU加盟国への措置を念頭に置いた対応であることを認めており、対抗措置は最終手段として準備が必要との立場だ。合意によれば経済的威圧はEU理事会が特定多数決により認定し、対抗措置の手段には関税の引上げ、輸入・輸出許可の制限、サービスや公共調達の分野での制限などが含まれる。

その他、外国補助金規則が2023年1月に施行された。EU域外国による市場歪曲的な資金的貢献に対処する法令で、支援を受けた外国企業による買収や公共調達での落札に対し歪曲効果を解消する救済措置を可能とする。

人権・持続可能性への対処をめぐる動きでは、欧州委は2022年9月、強制労働により生産された製品の域内流通禁止規則案を発表した。EU加盟国当局の調査の結果、強制労働が一部でも生産に用いられたと判断された製品のEU市場での流通だけでなく、EUから域外への輸出も禁止する。企業は当局の命令により当該製品を回収、処分する義務を負い、違反した場合、罰金の対象となる。

## ■ 対外経済環境の変化とEU通商・産業政策の見直し

2022年から2023年上半期にかけてのEUの通商・産業政策は、米国、中国、インドなど主要国の動向を反映した側面が色濃い。対米では、2022年8月に成立したインフレ削減法（IRA）への危機感が、2023年に入り発表されたグリーン・ディール産業計画の直接的な引き金となったと言える。IRAに対して発表当初からEUでは電気自動車に対する税控除の要件のWTOルール整合性といった通商政策上の論点が疑問視されていたが、2022年にEUを席卷したエネルギー危機問題がいったん沈静化の気配を見せ始めた2022年末頃から、IRA実施の結果としてEUのグリーン産業の競争力への影響や、生産設備への補助金拠出への是非といった産業政策的な側面からの批判が噴出するかたちとなった。

2023年2月に発表されたグリーン・ディール産業計画の政策文書は、4つの分野から構成される（図表III-17、第IV章第1節（3）参照）。同計画の貿易の促進に関する政策では、通商関係の発展、新たなイニシアチブの立ち上げ、第三国による不公正な貿易慣行への対応などの要素に言及がある。対米関係では貿易技術評議会（TTC）の活用が主要な要素の一つとなっている。TTCは2021年6月のEU米国首脳会談で設立に合意した枠組みで2023年5月までに4回の閣僚級会合が開催されている（本節（2）参照）。第4回TTC後の記者会見ではアントニー・ブリンケン米務長官が米EUの対中政策の立場は収れんしてい

図表III-17 EUのグリーン・ディール産業計画の概要

項目	個別政策	政策の概要
規制環境の改善	ネットゼロ産業法案	クリーン技術プロジェクトの許認可手続の迅速化・簡素化など規制環境の整備
	重要な原材料法案	戦略的原材料を特定し、バリューチェーンの強化と供給元の多角化を図る
	電力市場改革法案	短期卸売ガス価格の実質的な連動を緩和し、電力価格の安定化を図る
	エコデザイン規則案	ネットゼロ技術関連製品への持続可能性要求を整備し、EU産業の競争力を確保
資金調達の支援	国家補助ルール緩和	ネットゼロ産業における企業の生産活動に対する国家補助の提供を可能に
	欧州水素銀行の設立	グリーン水素と化石燃料由来水素との生産コストの差額を補填し、グリーン水素関連投資を後押し
	欧州主権基金の創設	EUレベルで補助金を提供する新規予算の詳細を2023年夏までに発表
人材開発	欧州スキル年2023	クリーン技術分野の技術者・技能労働者の創出を優先した予算の活用
貿易の促進	貿易協定の締結など通商関係の発展	WTO体制への支持、貿易協定の締結促進、貿易技術評議会（TTC）の活用
	新たな貿易関連イニシアチブの立ち上げ	有志国による重要な原材料クラブの創設、クリーンテックでの国際パートナーシップ
	第三国による不公正な貿易慣行への対応	外国補助金規則などの貿易措置の活用

〔出所〕 欧州委員会資料から作成

ることを強調し、両者はともに中国とのデリスキング(リスク軽減)を目指していると述べた。TTCでは気候変動・グリーン分野で、2023年10月までに鉄鋼とアルミニウムのグローバル持続可能性取り決めの合意を目指すことを確認している。EU米国間では、米前政権から継続する通商問題として、米1962年通商拡大法第232条に基づく米国の鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税の問題が依然残っている。米国は2021年10月に過去の貿易量に相当する一定数量までは追加関税を課さない関税割当を導入し、これを受けて同措置をめぐるWTOでの紛争解決手続きも停止したものの、追加関税の完全な撤廃には至っていない(図表III-18)。

なお、EUはインドとの間でも2つ目となるTTCの設置を2023年2月に発表。戦略的技術、デジタルガバナンス、デジタルコネクティビティに関する作業部会、グリーン・クリーン技術に関する作業部会、貿易投資および強靱なバリューチェーンに関する作業部会の3部会を設置した。インド太平洋地域初のTTCの相手国にインドを選んだことから、EUが同じ民主主義国家である同国との連携強化を重視する姿勢がうかがえる。2023年5月に開催された第1回の関係会議では3部会それぞれについて、注力する重点分野が確認された。

グリーン・ディール産業計画では、新たな貿易関連イニシアチブとして「重要な原材料クラブ」の設立にも言及がある。2023年3月に重要な原材料法案と共に発表された政策文書の中で設立を発表した。文書では、重要な原材料への持続可能なアクセスは多くのパートナー国に

共通の関心事であり、「一部の国による市場支配に対抗する」ためには国際協力が不可欠であると指摘し、同志国の参加を呼び掛けた。取り組みとしては資源埋蔵の探査活動の強化や、持続可能な投資を可能にする環境整備、規制協力、国境を越えて機能し、質の高いリサイクル能力を実現する循環型で持続可能な経済の推進、イノベーションの促進、危機への備えと対応における効果的で協調的なアプローチ、などを追求するとしている。欧州委は、同クラブ構想は2023年3月に立ち上がったEU米国間の重要鉱物に関する協定合意に向けた交渉の成果が基盤となるとする。同協定の締結は、米IRAにおけるEVへの税控除の対象に含まれる要件としてEUは早期締結を重視しており、欧州委は2023年6月、EU理事会に交渉権限の付与を求め、同7月、理事会は権限を承認した。

グリーン・ディール産業計画に計上されるEU予算からの資金支援のほとんどは、新型コロナからの復興基金のうち未執行の融資未割当分の流用を予定している。EUレベルの新規の予算としては「欧州主権基金」構想がグリーン・ディール産業計画の中で打ち出されていたが、欧州委が2023年6月に欧州主権基金に向けた「布石」として発表した域内産業支援策「欧州戦略技術プラットフォーム(STEP)」は新たに増額される予算規模100億ユーロと、小規模な内容になっており、一部で取りざたされていた復興基金型のEU名義での債券発行による資金調達には多くの加盟国が難色を示している。

資金の拠出をめぐるのは、加盟国の補助金、EUレベルでの予算確保、いずれも加盟国間で意見の隔たりが大きい。加盟国の補助金に関しては、EUではエネルギー危機に対処するため、国家補助ルールを緩和する「暫定危機対応枠組み」を適用してきた。今回の措置はその延長となるが、加盟国による補助金の拠出は当該国の財政余力によるため、域内の格差を助長するとの批判がある。実際、暫定危機対応枠組み下でEUに承認された国家補助の約8割はドイツおよびフランスの2カ国が占めている。またEUレベルでの新規予算については、コロナ復興基金さえ未執行の状況でEUとして新規に市場から資金調達を行うことにドイツなど消極的な加盟国が多い中で、フランスなど一部は「欧州主権基金」を含むEUレベルでの財政支出に前のめりであるものの、グリーン分野での補助金政策はEU内外での対立だけでなく、EU域内での対立も顕在化している(図表III-19)。

EUの対中政策は、2023年6月に発表した「経済安全保障戦略」から読み取ることができる。同戦略では、中国へ直接的な言及はないものの、欧州委のマルグレーテ・ベスタエアー執行副委員長は発表に際し記者会見で、戦略は特定国に対するものではないとしつつ、リスク要因

図表III-18 EU・米国通商関係の主要論点

政策課題	論点
通商政策	EU米国貿易・技術評議会(TTC)を2021年6月に設立、2023年5月までに4回の関係級会合を開催。 米国通商拡大法に基づく鉄鋼・アルミニウムへの追加関税措置につき、一定数量まで追加関税を課さないとする関税割当を導入。EUは、米国からの輸入への報復関税を停止中。2023年10月までに恒久的解決を目指す。 重要鉱物に関する協定合意に向けた交渉を2023年3月に立ち上げ。
グリーン政策	米インフレ削減法(IRA)(2022年8月)をEUのネットゼロ産業への脅威とし、対抗策としてグリーンディール産業計画を発表(2023年2月)。 グリーン鉄鋼の国際基準合意形成へ、2021年10月に対話枠組みを設置。TTCでもグリーン鉄鋼標準を議論。 EU炭素国境調整メカニズムについては、米国の理解を得られるかは不透明。
デジタル/テクノロジー政策	TTCではこれまで、人工知能(AI)の技術標準や、半導体サプライチェーンにおける協力などについて議論。 「EU米国データ・プライバシー枠組み(DPF)」に合意(2022年3月)、同10月DPF実施に関する大統領令署名、同12月EUがデータ移転に関する十分性を認定。 米国による中国向け先端半導体に対する輸出管理をめぐって、EU加盟国間で温度差も。

〔出所〕欧州委員会資料から作成

図表Ⅲ－19 EU財政支出をめぐる加盟国間の立場

		国家補助規制緩和	
		賛成	反対
EU主権基金設立	賛成	フランス、(南欧諸国)	ポーランド、(東欧・バルト諸国)
	反対	ドイツ	オランダ、アイルランド、デンマーク、スウェーデン、フィンランド

〔注〕カッコ内は報道から立場が推察される加盟国。

〔出所〕Euractiv、その他各種報道から作成

としてロシアとともに、中国が技術流出リスクなどの観点で対象となり得ると述べている。同戦略は戦略的自律の確保というこれまでのEUの戦略の延長戦にあるものといえるが、輸出管理体制の改善や、2023年末までにEU企業による域外国への対外投資を規制するための政策案を提示する方針を示すなど、輸出および投資の制限をより明確に打ち出す内容となっている。

### ■ デジタル主権の追求

EUはグリーン化とともにデジタル化推進を産業政策の柱に据え、データ政策や人工知能規制枠組み、オンラインプラットフォーム規制などを進めてきた。2022年11月には、オンラインプラットフォーム規制の中核をなす新規規則、デジタルサービス法（DSA）およびデジタル市場法（DMA）が施行された。USTRは2023年版「外国貿易障壁報告書」で両規則をデジタル貿易の障壁になり得る要素として詳述している。DSAに関しては、対象となる利用者月平均4,500万人以上の非常に大規模なオンラインプラットフォームに対し、欧州委へ各種報告義務やリスク管理義務などを課すこと、DMAは欧州委が指定する「ゲートキーパー」にEU域内の競争環境を確保するための措置実施や、特定のサービス提供の禁止など義務を課すことを指摘し、また両規則が欧州委に広範な執行権限を付与している点を懸念する。欧州委は2023年4月にDSAに基づく最も厳しい義務の対象となる非常に大規模なオンラインプラットフォーム・検索エンジンに計19事業者を指定、グーグルの4サービスをはじめアマゾン、フェイスブック、ティックトックなどが含まれた。各種義務不履行の場合、制裁金が科せられる。EUとしてはデジタル空間の規制により、デジタル産業の公平な競争と市民の権利保護を強化したい狙いだ。

### ■ 対ロ強硬姿勢貫くも、制裁カードは乏しく

ウクライナ情勢に関して、EUは対ロシア制裁を、2023年6月に採択した第11弾まで発動している。侵攻開始後、2022年4月の第5弾制裁までは速やかに採択されたものの、ロシア産原油および石油製品の輸入を禁止する第6

弾制裁は、同5月の欧州委による提案から6月の採択まで1カ月を要した上、パイプライン経由の原油輸入を禁止対象から除外するなど、ロシアへのエネルギー依存に差異があるEU加盟国間での調整の難しさが浮き彫りとなった。その後2022年下半年以降の制裁では、金の取引禁止（第7弾：2022年7月）、ロシアからEU域外国に輸出する原油・石油製品への上限価格の設定（第8弾：同年10月）、二重用途物品など輸出制限品目や取引禁止銀行の拡大（第9弾：同年12月、第10弾：2023年2月）などが代表的な制裁内容。2023年6月には、ロシアへの迂回ルートとなっている可能性が高い第三国への輸出制限措置の発動を可能にするほかロシアのトレーラーによるEU域内への輸送の完全禁止など、迂回貿易の防止に主眼を置いた第11弾制裁を発表し、即採択した。

欧州委の2023年5月のまとめによると、一連の制裁を通じて、ロシアからの原油および石油製品輸入の90%を禁止し、ロシアからの輸入全体では総額の58%相当の913億ユーロを禁止、対ロ輸出総額の49%相当の439億ユーロを輸出禁止とした。またロシア金融機関の資産の70%以上を取引禁止にし、個人・団体への制裁は第11弾制裁までで1,544人、240社・団体に上る。しかし、第7弾以降は、比較的加盟国間の合意が得られやすい制裁にとどまり、第6弾で露呈した加盟国間の足並みの乱れを繰り返せばEUの連帯を示す制裁の目的と逆行するとの懸念から、天然ガスやダイヤモンドの輸入など、加盟国間で立場の分かれる商品の禁輸には踏み込んでいない。欧州委は制裁の成果を強調しつつも、制裁を迂回する第三国経由の貿易慣行が拡大する現状への焦りにもじませる。

加盟国間の足並みの乱れは、ウクライナからの輸入にも及んだ。ブルガリア、ハンガリー、ポーランドは、ウクライナからの小麦、とうもろこし、菜種、ひまわり種などの輸入が貯蔵施設の容量超過や、物流の混乱など、自国の農業に悪影響を及ぼしているとして2023年4月に、これら穀物の輸入を一時的に禁止する措置を単独で採った。貿易政策はEUの専権事項であり、加盟国が単独で一方的な貿易措置を採ることは異例である。欧州委はこれに素早く反応し2023年5月、EUとしての一時的な緊急セーフガード措置によりこれら4品目の輸入を約1カ月制限する時限措置を発動。これに伴い、加盟国は独自措置を撤回した。欧州委はEUとしてウクライナの穀物輸能力の維持は世界の食料安全保障確保に必要と強調しつつ、加盟国の農業部門の懸念に対処し、EUの穀物物流網のボトルネックを特定する作業も進めるとして、緊急セーフガードの正当性を主張した。欧州委は同6月、対ウクライナ輸入制限の対象品目を縮小し、9月15日までにフェーズアウト（撤廃）すると発表した。

## ■ EUの貿易・投資協定の新たな局面

2022年以降のEUのFTA締結動向では、2023年7月にニュージーランドとのFTAに双方署名したほか、2022年12月、EUチリ連合協定の現代化交渉が妥結した。新たに発効した協定は2021年5月正式発効のEU英国通商・協力協定（TCA）以降はなく、2020年代はTCAと2020年8月発効のEUベトナムFTAのみである。メルコスールとのFTAは2019年6月に政治合意に達したものの、EU側が懸念する森林伐採などの課題が残り、停滞したままだ。EUの貿易協定締結は近年、踊り場に差し掛かっている。

欧州産業界からは長期化するFTA締結プロセスの加速化を要請する声上がる。欧州産業界連盟は2023年1月、エネルギー高騰やインフレ、サプライチェーンの脆弱性といったEU企業の課題に対処すべく、FTA網の拡大を通じて輸出入両面で貿易相手の多角化を進める必要があるとEU首脳に対し要望を出した。グリーン・ディール産業計画で貿易協定の締結促進を柱の一つに掲げたのは、こうした声に対する欧州委の返答といえる。

実際、停滞していたFTA交渉を再開する機運がみられ始めている。2022年6月には2013年以降停止していたインドとのFTA交渉を再開したほか、2022年12月に初めて開催されたEU・ASEANサミットを受けて、ASEAN各国とのFTA交渉加速や再開に向けた機運が高まった。2023年3月にはタイとのFTA交渉を2014年の交渉停止から10年ぶりに再開することで双方の通商担当相が合意した。メルコスールについては、ブラジルのルーラ大統領の就任を機に、交渉前進への期待が双方で高まっている。このようにEUとしてはFTAなど特惠貿易協定を介して貿易相手の多角化を進めつつ、先端技術や重要資源といった戦略的分野ではTTCや原材料クラブのような新たな枠組みの活用を模索しつつある段階にある。

投資協定に関する最近の動きでは、エネルギー分野の投資を保護する国際条約であるエネルギー憲章条約について、脱退を表明するEU加盟国が相次いでいる。2023年3月には条約事務局がフランス、ドイツ、ポーランドの同年12月の脱退を正式発表した。スペイン、オランダなども脱退の意向を公式に表明している。エネルギー憲章条約は2022年6月に現代化交渉が実質合意したものの、化石燃料投資が保護される点で脱炭素化の流れに逆行するとの批判があるほか、同条約の投資家対国家紛争解決手続きに基づきEU加盟国が企業に提訴される事案が後を絶たないことが脱退の背景にある<sup>35</sup>。欧州議会は2022年11月に、EU全体として同条約から脱退する手続きに入るように欧州委に求める決議を採択した<sup>36</sup>。その他の投資協定では、2020年12月にEU中国包括的投資協定が原則合意した後、中国の人権侵害に起因して欧州議会在審議を

凍結している。EUの通商協定は近年、環境や人権といった政策目的を重視する傾向を強めており、投資協定にもその傾向が現れているといえよう。

## 3. 中国の通商政策

### ■ 外資誘致とサプライチェーン強靱化を強調

習近平国家主席の3期目（2023～2028年）が確定した第14期全国人民代表大会（全人代）では、2023年の「政府活動報告」の重点分野として、内需拡大や外資誘致が挙げられた。2022年の全人代で承認された、強大な国内市場を形成し、対外開放を行うことで国内・国際経済の双方の循環を促す「双循環発展」戦略と合致する。外資誘致では「開かれた中国大市場は、必ずや各国企業に中国でのさらなる成長機会をもたらすことができる」と謳った。具体策には、市場参入規制の緩和、サービス業の開放、外資企業の内国民待遇の徹底、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）など高い水準の経済連携協定への加入交渉の積極的推進、指定重要外資プロジェクトの実施を促すことなどを盛り込んだ。他の重点分野では、「現代化産業システム」構築を加速するとして、製造業の重点産業に関する基幹コアの技術開発、重要エネルギー資源・鉱物資源の探査・開発による賦存量・生産量増加の強化、従来型産業・中小企業のデジタル化加速およびハイエンド化・スマート化・グリーン化への注力、先端技術の研究開発と応用・普及の加速、物流システムの機能向上、デジタルエコノミーの促進ならびに監理・監督体制の整備、プラットフォームエコノミー発展の後押しを盛り込んだ。

全人代は2023年1月に「対外関係法」の草案を公表し、各国との外交や経済・文化面などの交流・協力に関わる原則案を示している。その中でも、対外貿易の発展、外資系企業の投資保護促進、「一帯一路」建設のほか、多国籍貿易体制の維持を盛り込んでいる。

国家安全保障については、2022年10月に開催した共産党全国代表大会報告において、独立章を盛り込んだ。国家安全保障に関わる法制度や戦略、政策、リスクモニタリング・早期警報、国家緊急対応管理を整えるとした。また、食料やエネルギー資源、重要産業サプライチェーンの安全を確保する方針を打ち出している。

35 UNCTADのInvestment Dispute Settlement Navigatorによれば、2023年6月末時点でエネルギー憲章条約に基づく投資家対国家紛争解決事案の累計157件、うち111件で現EU加盟国およびEUが被提訴国・地域。

36 欧州委員会は2023年7月7日、エネルギー憲章条約からの脱退のための決定案を発表した。

## ■ゼロコロナ政策終了後、通商・外交を活発化

中国による対外経済政策の実施について、2022年は新たな動きが乏しかった。同年は、国内で新型コロナの局所的な感染拡大が続き、その対応に追われたためである。しかし、新型コロナに対する防疫戦略である「ゼロコロナ」政策を緩和して以降は、徐々に対外政策が始動した。たとえば、商務部と科学技術部は2023年1月に、外資企業による研究開発奨励措置を発表している。国家プロジェクトに参加するためのプロジェクト計画における多言語対応、申請期限の延長や、データの越境や技術の輸出入に関わる便宜、外国籍の研究者の工作（滞在）許可の柔軟化などの制度変更を加えた。科学技術部によると、2021年の中国の一定規模以上の外商投資工業企業の研究開発人員は71万6,000人、研究開発支出は3,377億4,000万元（約6兆7,548億円、1元＝約20円）に上る。

通商・外交面では、サプライチェーン上の協力確保の取り組みが目立つ。習国家主席は2022年11月には、ドイツのシュルツ首相とベトナムのグエン・フー・チョン書記長とそれぞれ面談し、サプライチェーンの安定に向けた協力を行い、相互の投資促進を促すことで合意している。2023年4月にはブラジルのルーラ大統領と会談し、サプライチェーン強化や企業による双方向の投資の奨励を確認し合った。

## ■安全保障関連法令は整備が一巡、運用は抑制的

中国政府による技術やデータなどに関わる越境管理については、主な制度が既に法制化されている。追加的な取り組みとして、中国の国家インターネット情報弁公室は2022年7月に「データ域外移転安全評価弁法」を公表した。「サイバーセキュリティ法(2017年6月施行)」「データセキュリティ法(2021年9月施行)」「個人情報保護法(2021年11月施行)」などの下位規則の位置づけとなる。中国政府が指定する「重要データ」や大規模な個人情報を域外に移転する場合、政府への申請が必要となる。申請承認の手続き要件として、政府当局による安全評価への合格または標準契約の締結、専門機関による認証取得などのいずれかを満たすことが求められる。標準契約については、2023年5月30日にガイドラインが公表され、同年6月1日に標準契約を必要とする手続き規則が施行している。いずれの手段をとるかについては、細則に不明確さが残る中、手続き負担や違反リスクの可能性を考慮して、各社が見極めを行う必要がある。

輸出管理法に関連する対応として、商務部は2022年12月に「輸出禁止・制限技術リスト」の改定案を発表した。ヒト用の細胞クローン技術やゲノム編集技術などを輸出禁止技術に、太陽電池用シリコンウエーハに関する技術

を輸出制限技術にそれぞれ追加した。同リストの掲載技術は計139項目（うち輸出禁止技術は24項目、輸出制限技術は115項目）となる。

対中政策を強硬に進める米国を相手に、対抗措置では実例が出始めている。2022年9月には、中国外交部が米国企業のレイセオン・テクノロジーズとボーイング（防衛・宇宙・セキュリティ部門）の両CEOへの制裁を発表した。同部は、米国が台湾に約11億ドル相当の武器売却計画を公表したことに対する措置と説明している。措置の詳細は発表されていないが、両社には2022年2月に「反外国制裁法(2021年6月施行)」に基づく対抗措置を取ると決定されていた。同法が与える裁量として、指定した個人や組織などへの、入国拒否や資産差し押さえ、中国内における活動の禁止・制限が規定されている。これら2社については、さらに2023年2月に「信頼できないエンティティ・リスト(2020年9月施行)」に指定されている。中国関連の貿易や対中新規投資、経営層の入国などが禁止されるほか、指定以降に台湾向けの武器売却金額の2倍の罰金を科すとした。同リストの指定は初となる。別の企業事例としては、米半導体大手のマイクロンに対して、サイバーセキュリティ審査の実施が2023年4月に発表された。翌5月には審査の結果、同社製品に重大なリスクがあり、国家の安全に影響するとして、中国の重要情報インフラ運営者による同社製品の調達停止を決定している。半導体産業については、先端技術をめぐる米中間の競争が激化している。米国による2022年10月の対中半導体輸出管理に対して、中国は同年12月にWTO提訴を行っている。

台湾との関係については、米国のナンシー・ペロシ下院議長（当時）による2022年8月の訪台以降、関連措置が相次いだ（図表Ⅲ-20）。個別団体・企業への制限措置や農産品の輸入停止、プラスチックへのアンチダンピング（AD）調査など多岐にわたる。また、2023年4月に発表された貿易障壁調査については、「対外貿易法」に基づき、10月12日までに調査が実施される予定。台湾が中国産品向けに輸入禁止関連措置を講じている2,455品目などが対象となる。

中豪関係では改善の兆しがみえる。2022年12月に外相会談を開催し、二国間関係を戦略的パートナーシップとすべきとの共同声明を発表した。中国はこれまでに、オーストラリア産のワインや大麦、石炭にAD税や相殺関税、輸入停止などを課していた。このうち、大麦については、外相会談後の2023年4月に両国間で合意があったとして、中国商務部がAD税および相殺関税の是非を再調査すると発表している。

図表Ⅲ-20 中国による台湾関連措置（2022年8月～2023年4月）

年	月日	通商関連の会談
2022	8月3日	台湾の2団体（「台湾民主基金会」「台湾合作発展基金会」）やその関連企業による中国の組織や企業、個人との協力を禁止。
		台湾産かんきつ類、タチウオ、冷凍アジの輸入通関受理を暫時停止。 →2023年3月にタチウオと冷凍アジの輸入については、再開を発表。
		天然砂の台湾向け輸出を暫時停止。
2022	8月4日	税関データベース上で台湾の食品関連企業を「輸入一時停止」扱いに。 →2023年1月29日、一部データベースを更新するなど対応中と説明。
		台湾産ポリカーボネートへのAD調査開始。
2023	4月12日	台湾に対する貿易障壁調査開始を決定。

〔出所〕各法令より作成

### ■通商枠組みは着実に進展

自由貿易協定（FTA）については、中南米諸国を中心に、交渉を進めた。エクアドルとの間で、2022年2月に交渉を開始し、2023年1月に妥結、同5月には調印にこぎつけた。相互に90%の品目の関税を撤廃するほか、投資協力として投資環境の透明化や申請・審査の簡素化などで合意している。2022年7月にはニカラグアと、同年11月にはエルサルバドルと、FTA交渉開始を合意している。なお、中南米諸国のうち、エルサルバドルは2018年8月に、ニカラグアは2021年12月に、それぞれ台湾との外交関係を断絶し、中国との国交樹立を行っている。

既存のFTAでは、ASEAN・中国の自由貿易協定（ACFTA）のアップグレードに向けた交渉会合が2023年2月～4月にかけて2回開催されている。デジタル経済やグリーン経済、サプライチェーンの連結性、消費者保護、中小企業などの項目を盛り込むほか、さらなる貿易・投資の自由化を目指し、そのためのガイドラインも策定されるという。地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、2022年に中国側で67万件超の原産地証明書が発給された。協定に基づく特惠関税の適用を受けた貿易額は約3,006億元（うち輸出は2,353億元）、減免効果は約31億3,000万元（同15億8,000万元）に上る。

特化型協定とされるデジタル経済パートナーシップ（DEPA）についても、加盟国で構成される合同委員会が2022年8月に中国の加入手続きの開始に合意した。合同委員会は、DEPAの水準や約束を中国が順守できるかを精査する。中国は、国内法規制の変更を含めて、DEPAの義務を履行可能であることを証明する必要がある。

インフラなどに関する協力枠組みである「一帯一路」については、構想発表から10年目にあたる2023年に第3回フォーラムを開催検討していることを習国家主席が言及している。また、中国は同年5月に「中国・中央アジア

サミット」を開催し、中央アジア諸国の発展に向けて260億円の融資と無償援助を発表している。

## 4. 日本の通商政策

### ■包括戦略を策定、各種政策も着実に実施

日本政府は2022年12月、国家安全保障会議および閣議において、「国家安全保障戦略」を決定した。国際情勢に対する現状認識として、インド太平洋地域に勢力がシフトする中、国際秩序に挑戦する動きが加速しているとして、経済安全保障の必要性を強調。具体的な対策として、産業政策の推進によるサプライチェーンの強靱化、ならびに対外政策としての輸出管理を含めた取り組みを両輪で進める姿勢を鮮明にしている（図表Ⅲ-21）。この他、サイバーセキュリティ上の対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させること、安全保障に活用可能な官民の技術力向上のために研究開発などに関する資金や情報を政府横断的に活用するための体制強化、エネルギー・食料安全保障上不可欠な資源確保のための政策推進などが盛り込まれている。

図表Ⅲ-21 日本政府の「国家安全保障戦略」（経済安全保障関連を抜粋要約）

経済安全保障推進法：着実な実施と不断の見直し、さらなる取り組みの強化。
サプライチェーン強靱化：特定国への依存低下、次世代半導体の開発・製造拠点整備、レアアースなどの重要な物資の安定的な供給の確保、民間企業への資本強化の取組や政策金融の機能強化など。
重要インフラ：政府調達のと在り方や推進法の事前審査制度の対象拡大の検討。
データ・情報保護：機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けたさらなる対策。セキュリティ・クリアランスを含む情報保全の強化に向けた検討。
技術育成・保全：先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けたさらなる支援強化・体制整備、投資審査や輸出管理のさらなる強化、強制技術移転への対応強化、研究インテグリティの一層の推進、人材流出対策などについての具体的な検討。
経済的な威圧：対抗する効果的な取組を進める。

〔出所〕内閣官房「国家安全保障戦略」（2022年12月）

このうち、経済安全保障推進法の実施については、重要物資の安定供給の確保に向けた支援実施が進展している。経済産業省所管物資の多くについて、予算に基づく、認定事業者が公表されている（図表Ⅲ-22）。技術保全においても、半導体製造装置に関わる輸出管理の強化（本節（2）参照）を含めて、取り組みが進展している。

さらに投資規制の分野においても、外為法に基づく外国投資家による投資への事前届出の対象として、経済安全保障推進法の特定重要物資との整合性を踏まえて、サプライチェーンの保全や技術流出・軍事転用リスクに対処すべく、コア業種を追加している（図表Ⅲ-23）。

図表Ⅲ－22 日本政府による重要物資の支援概要

物資	予算案額	主な支援策
半導体	3,686億円	・パワー半導体の製造能力強化 ・シリコンウエーハの製造能力強化
クラウド	200億円	・基盤クラウドの生産技術の開発 ・次世代基盤クラウドの生産基盤整備
蓄電池	3,316億円	・蓄電池・蓄電システムの製造能力強化 ・蓄電池材料・部材の製造能力強化
永久磁石	253億円	・レアアース磁石の製造能力強化 ・レアアース原料リサイクル技術の開発・導入 ・レアアースフリー磁石の開発
工作機械	416億円	・高性能CNC（コンピューター数値制御）システムの製造能力強化
産業用ロボット		・産業用ロボット向け機器の製造能力強化
航空機部素材	417億円	・大型鍛造品の製造能力強化 ・CMC（セラミックス基複合材料）の製造能力強化 ・炭素繊維の製造能力強化
重要鉱物	1,058億円	・レアアース・バッテリーメタルの採掘、鉱山開発、製錬能力強化、技術開発
液化天然ガス（LNG）	236億円	・民間企業の調達支援を通じた安定的なLNG供給体制の確保
船舶部品	63億円	・エンジンやソナー、プロペラの生産基盤強化
抗菌薬	553億円	・抗菌薬の原材料および原薬の製造能力強化、製造技術開発、備蓄体制の整備
肥料	160億円	・肥料原料の備蓄
計	1兆358億円	

〔注〕令和4年度第2次補正予算。

〔出所〕内閣官房資料より作成

経済的威圧への対処としては、多国間協調に積極的に参加している。2023年5月のG7サミットでは、経済的威圧に対抗するための調整プラットフォームへの参加を決定。同年6月には、米国や英国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドとともに、経済的威圧を含む不公正な貿易政策・慣行に関する共同声明を支持。6カ国で情報などの共有や、ルールに基づく多角的貿易体制を支援・強化するような新たな外交上・経済的手段の開発の追求を行うことを合意している。

欧米を中心に規制が強まる人権分野では、企業の取り組みを後押しすべく、経済産業省が2022年9月に「責任あるサプライチェーンなどにおける人権尊重のためのガイドライン」を策定。国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取り組みについて解説を行っている。さらに同省は2023年4月、企業が同ガイドライン

図表Ⅲ－23 外為法上の「コア業種」の代表例

武器・航空機（ドローンを含む） 宇宙開発・原子力関連	◆半導体製造装置など
軍事転用可能な汎用品	◆蓄電池製造業・素材
感染症または高度管理医療機器	◆船舶の部品（エンジン等）
◆重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬	◆金属3Dプリンター製造業・金属粉末
◆肥料（塩化カリウムなど）輸入	サイバーセキュリティ関連業種
◆永久磁石製造業・素材	◆インフラ関連業種（電力、通信など）
◆工作機械・産業用ロボット	警備業、農林水産業、皮革製品製造業 航空運輸業、海運業

〔注〕①◆は2023年4月に追加が発表された業種、②表内に業態（鉱業・製錬など）の記載がない場合は製造業とする

〔出所〕財務省資料から作成

に合わせるための実務参照資料を公表した。国際規範・ガイドラインに即して、人権デューデリジェンスを実施するために、方針の策定から負の影響の特定・評価に至るまで、実務向けの資料を提供している。

## 5. ASEANおよびインドの通商政策

### ■地域拡大・統合が進む一方、国単位では制限措置も

2023年5月にインドネシアで開催された第52回ASEAN首脳会議（サミット）には、オブザーバーとして東ティモールが初参加した。同国は前年のサミットにおいて11番目の加盟国としての原則承認を受けている。今回のサミットでは、正式加盟に向けたロードマップが採択され、その達成に向けて支援することが合意されている。軍事クーデターによる国軍の権力掌握から2年以上が経過するミャンマーについては、ASEANとして対話プロセスの仲介や人道支援を行う「5つの合意」を保持し、改めて暴力行為の即時停止を促している。

経済面では、ASEANにおけるEVエコシステム構築に関する宣言が採択された。脱炭素の取り組みとしてEV導入が重要な役割を果たすとして、ASEANがグローバルなEVの生産ハブとなるべく、バッテリーを含む技術・安全基準などの域内調和や充電施設の改善、投資誘致を可能にするビジネス環境の創出などに取り組む。その他、国同士のデジタル決済の連結性を強化し、域内の越境取引における現地通貨の使用を促す旨を盛り込んだ宣言に合意している。また、2023年3月に開催されたASEAN経済大臣会合トリートでは、同年のASEAN議長国であるインドネシア主導で7つの経済的優先事項（PED）が採択された（図表Ⅲ－24）。FTAの取り組みや域内での貿易サービス円滑化に向けた枠組みの推進が盛り込まれている。

図表Ⅲ－24 ASEANにおける経済的優先事項（PED）

ASEANのサービス円滑化の枠組み
ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域の設立に関する協定の第2修正議定書の署名
ジャカルタにあるASEAN事務局に、地域的な包括的経済連携（RCEP）支援ユニットを設置
プロジェクトベースのASEAN産業開発
ASEANシングルウィンドウを通じた原産地証明書フォームD電子化の完全な実装
ASEANデジタル経済枠組み協定（DEFA）を開発するためのASEAN首脳による声明
持続可能な開発目標を支援するためのASEANロードマップ

〔出所〕ASEAN事務局資料より作成

ASEANワイドで貿易投資を促す取り組みが進展する一方、インドネシアでは、保護主義的な政策が取られている。同国のジョコ・ウィドド大統領は2022年1月に、未加工資源の輸出禁止措置を実施していく方針を明かした。「WTO提訴があっても構わない」とした上で、2020年から

輸出禁止扱いだったニッケルに加えて、2022年前半には石炭やパーム油<sup>37</sup>にも対象を広げた。2023年6月からはボーキサイト鉱石の輸出が禁止されている。OECDによると、インドネシアはボーキサイトの世界輸出全体の30.9%、ニッケルの世界生産全体の37%をそれぞれ占める。前述のASEAN経済大臣会合では、WTOやASEAN物品貿易協定(ATIGA)に反する輸出禁止・制限措置を課さないことに合意している。

### ■通商刷新も保護主義がくすぶるインド

2023年にG20議長国を務めるインドでは、商工省が同年3月に貿易関連政策を定めた「外国貿易政策2023」を発表。8年ぶりの刷新となった<sup>38</sup>。外国貿易政策の軸に、(1) インセンティブ付与から税負担軽減への移行、(2) 輸出促進のための関係者連携、(3) ビジネスのしやすさ向上(取引コストの軽減、手続きの電子化促進)、(4) Eコマース開発地区の輸出拠点化と輸出管理制度の合理化、を据えた。具体的な施策として、特定輸出許可手続きの必要日数の短縮(最大1カ月から最短1日に)、輸出促進スキーム手数料の一部引き下げ、原産地証明書発行の電子化といったビジネスの円滑化措置に加えて、輸出促進資本財制度(EPCG)における輸出義務要件の軽減対象をバッテリー式電気自動車(BEV)、排水処理設備、グリーン水素などにも拡大するなど製造業拡大に向けた取り組みにも着手するとしている。

一方で、貿易制限的な側面のある新たな政策導入の動きもみられる。デジタル貿易については、2022年11月には「デジタル個人情報保護法案」が公表された。同法案は、2019年に公表されながらその後撤回された「個人情報保護法案」の内容を更新した法案と位置づけられる。「重要データ受託者」がインドを拠点とする「データ保護責任者」を任命したり、「データ保護影響評価」を実施したりする義務や、中央政府が個人データを移転することができる国や地域を通知できる規定を設けている。さらに、物品貿易の面では、2023年度(同年4月～2024年3月)の国家予算案で、一部の化学品や石油化学品、携帯に組み込まれるカメラ用レンズなどの品目で基本関税率を引き下げた一方、完成車やノックダウン車、自転車や玩具などの品目では引き上げを行っている。

37 インドネシア政府は2022年5月にパーム油の輸出禁止措置を解除する一方、輸出再開の条件として、輸出者に対して、輸出量のうち一定量を国内販売する義務を課している。

38 刷新は「外国貿易政策2015～2020」(当初対象期間:2015年4月～2020年3月)が新型コロナの影響などを理由に計5回にわたり延長されていた。